2022/04/19 版

# 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

【2023 (令和5) 年度~2030 (令和12) 年度】

素案(たたき台)

世田谷区

# 目 次

第1章	計画策定の基本的事項 1	L
1 – 1	計画策定の背景・意義	1
1 – 2	世田谷区の特徴と今後の見通し1:	1
1 – 3	計画の枠組み23	3
第2章	世田谷区の温室効果ガスの排出状況26	5
2 – 1	対象とする温室効果ガス 20	6
2 – 2	温室効果ガス排出量の現状27	7
2 – 3	温室効果ガス排出量の将来推計30	O
2 – 4	前計画の評価と今後の方向性32	2
第3章	計画の目標36	5
3 – 1	世田谷区のめざす将来像 36	6
3 – 2	総量削減目標37	7
3 – 3	個別削減目標40	O
第4章	温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策42	2
4 – 1	区民の取組み44	4
4 – 2	事業者の取組み49	9
4 – 3	区の取組み(施策)52	2
第5章	計画の推進、進捗管理69	)
5 – 1	計画の推進体制69	9
5 – 2	計画の進捗管理7	1

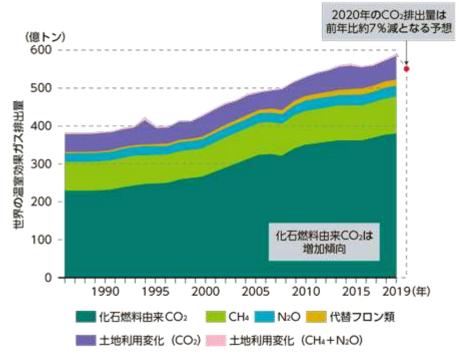
## 第1章 計画策定の基本的事項

## 1-1 計画策定の背景・意義

## (1) 地球温暖化の仕組み

地球は太陽からのエネルギーを受けて暖められ、地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスが吸収することにより、地球の平均気温は15℃前後で保たれ、生物の生息・生育に好適な環境が維持されています。これを「温室効果」といいます。

18 世紀後半に始まった産業革命以降、産業や生活のためのエネルギーとして、大量の化石燃料(石炭、石油等)を消費するようになりました。これと引き換えに $CO_2$ などの温室効果ガスを大気中に大量に排出するようになり、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続けています。その結果、「温室効果」がこれまでよりも強くなり、地表面から放出された熱を大気が吸収する量が増え、地球全体の気温が上昇しています。この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



注:UNEP [Emissions Gap Report 2020] では、2020年の世界のCO₂排 出量は、前年比約7% (2-12%の範囲)減となるだろうと述べられている。 資料:UNEP [Emissions Gap Report 2020] より環境省作成

#### 図 世界の温室効果ガス排出量

出典:「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省)

## (2)日本の温室効果ガス排出量の推移と内訳

日本の温室効果ガス排出量は、2019 年度において 12 億 1,200 万トン ( $CO_2$  換算) であり、排出量の算定が行われている 1990 年度以降の過去 30 年間で最も少ない排出量となっています。その要因として、省エネルギーの取組み等によるエネルギー消費量の減少や、再生可能エネルギーの利用拡大等による電力の低炭素化等が挙げられています。

我が国の温室効果ガス排出量を生産ベース\*\*で見ると、企業・公共関連部門が約8割、家計関連が約2割を占めています。一方、消費ベースで見ると、住居、食、移動などの家計で消費されるものやサービスに関連する排出量が6割以上を占めているとの分析もあり、人々のライフスタイルも地球温暖化問題に大きく影響を与えていることがわかります。

※生産ベースの排出量…発電や熱の生産に伴う排出量を、その電力や熱の消費者からの排出として算定した排出量のこと。

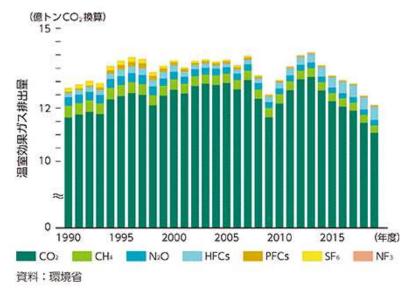
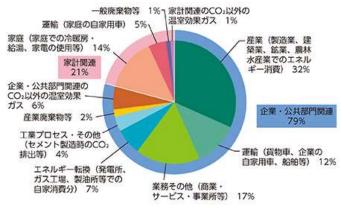


図 日本の温室効果ガス排出量

出典:「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省)

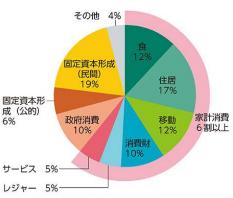


注1:対象期間は2015年4月1日から2016年3月31日。

2:CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスはCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>。

資料:環境省

#### 図 生産ベースで見た日本の温室効果ガス排出源の内訳



注:対象期間は2015年1月1日から2015年12月31日。 資料:南斉規介「産業連農表による環境負荷原単位データブック」(国立環境研究所提供)、Keisuke Nansai, Jacob Fry, Arunima Malik, Wataru Takayanagi, Naoki Kondo [Carbon footprint of Japanese health care services from 2011 to 2015」、総務省「平成27年産業連限表」 より公益財団法人世球環境戦略機関(IGES)作成

# 図 消費ベース(カーボンフットプリント)から見た日本の温室効果ガス 排出源の内訳

出典:「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省)

## (3) 地球温暖化の影響

#### 1) 気候変動

国際機関である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2021年8月に発行した第一次作業部会第六次評価報告書において、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告しました。第五次評価報告書では、「極めて高い(95%以上)」としていたものが、さらに踏み込んだ断定的な表現となりました。

また、第六次評価報告書では、世界の平均気温(2011~2020年)は、工業化前と比べて約1.09℃上昇していること、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとしています。さらに、第二次作業部会報告書では人の活動を原因とする「気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている」と指摘しています。

長期的に観測された気温変化をはじめとする気象現象の変化は、世界のみならず日本においても観測されています。

気象庁が公表している「気候変動監視レポート 2020」では、気温や降水量の観測結果から以下の変化を指摘しています。

- ・日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は 100 年あたり 1.26℃である。
- ・1910~2020年の間に、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加しており、特に、猛暑日の日数は、1990年代半ば頃を境に大きく増加している。一方で、日最低気温 0℃未満の冬日は減少している。
- ・日降水量 100mm 以上及び日降水量 200mm 以上の日数は、ともに増加している一方で、日降水量 1.0mm 以上の日数は減少している。これらの結果は、大雨の頻度が増える反面、雨がほとんど降らない日も増加する特徴を示している。
- ・1 時間降水量(毎正時における前 1 時間降水量) 50mm 以上及び 80mm 以上の短時間強雨 の年間発生回数はともに増加している。

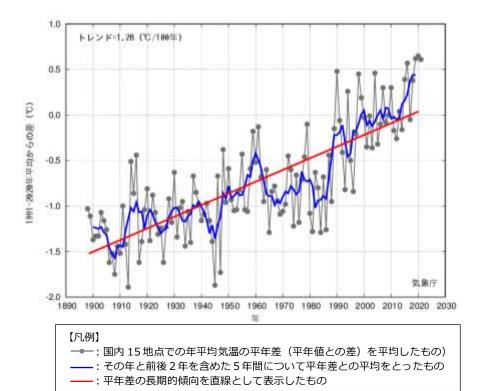
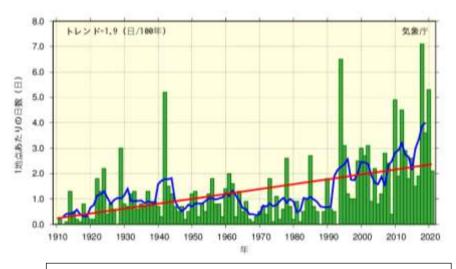


図 日本の平均気温偏差 1898-2021 年

出典:気象庁ホームページ



#### 【凡例】

■ : 各年の年間日数(全国 13 地点における平均で 1 地点あたりの値)

-:その年と前後2年を含めた5年間について平年差との平均をとったもの

- : 平年差の長期的傾向を直線として表示したもの

図 [13 地点平均] 日最高気温 35℃以上の年間日数(猛暑日) 1910-2021 年

出典:気象庁ホームページ

世田谷区を含む都内においても、気象現象の変化は観測されています。

東京都気候変動適応センター「気候変動情報」によると、区部の年平均気温、年平均の日 最高気温、日最低気温は、いずれも上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向に あります。

また、1980年から2019年までの40年間の観測データから、東京に接近する台風の数が、増加傾向にあります。さらに、980hPaより低い状態で接近する頻度は2.5倍となるなど、強い勢力の台風の接近頻度が増えるとともに、台風の移動速度が遅く(36%減)なっており、台風の影響を受ける時間が長くなっていると指摘しています。

猛暑、大雨などの長期変化傾向(トレンド)には、地球温暖化の影響があると考えられ、 今後も引き続き地球温暖化が進行すれば、猛暑日や集中豪雨が増加するなど、極端な気象現 象がさらに増えていくと予測されています。

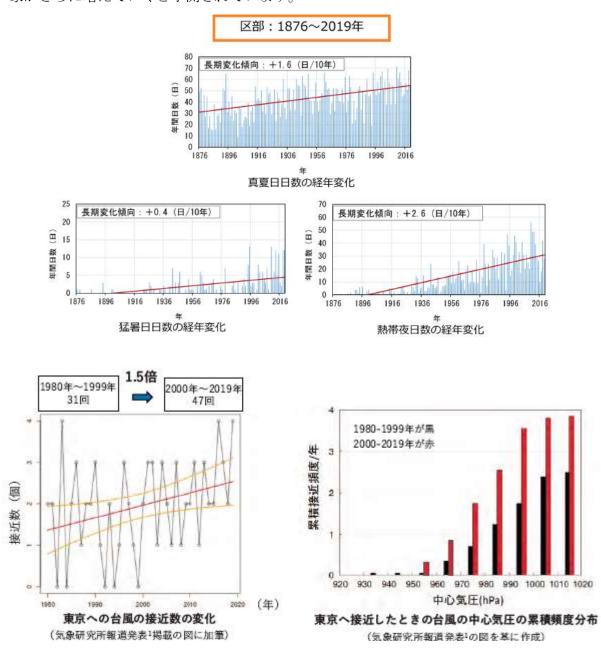


図 近年の気象に関する変化

出典:東京都気候変動適応センターホームページ、「東京都気候変動適応計画」(東京都)

#### 2) 暮らしや産業への影響

観測記録を更新するような異常気象は、私たちの暮らしや産業に大きな影響を及ぼしています。

真夏日、猛暑日及び熱帯夜の増加に伴う熱中症のリスクの増大、強大な台風や大雨による河川の氾濫や都市型水害の発生とこれに伴うインフラやライフラインへの影響をはじめ、 農作物の品質や収穫量の低下、生物の分布やサクラの開花時期の変化といった生態系の変化など、その影響は多岐にわたります。

#### 農林水産業

・高温によるコメの品質低下 ・果樹の栽培適地の変化

自然災害

- ・洪水の原因となる大雨の増加
- ・十石流等の発牛頻度の増加

水環境・ 水資源 ・無降雨・少雨が続くことによる 渇水の発生

自然生態系

・気温上昇や融雪時期の早期化等 による植生分布、群落タイプ、 種構成の変化 健康

- ・熱中症による死亡リスクの増加
- ・様々な感染症の発生リスクの変化

産業・ 経済活動

- ・製造業や建設業の職場における 熱中症の増加
- ・安全保障への影響(資源をめぐる対立等)

国民生活・ 都市生活 ・大雨による交通網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断化

図 気候変動の影響(分野別の例)

出典:「気候変動適応計画(概要版)」(環境省)、気候変動適応情報プラットフォームを基に作成

#### 3) 2つの気候変動対策 「緩和」と「適応」

気候変動を抑えるためには、地球温暖化の原因物質である温室効果ガス排出量を削減する(または植林などによって吸収量を増加させる)「緩和」によって根本的な原因に対する対策を講じなければなりません。しかし、最大限の排出削減努力を行っても、これまでに大気中に蓄積された温室効果ガスの影響による、一定程度の気候変動は避けられません。そのため、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」を同時に進めていくことが求められています。



図 2つの気候変動対策 (緩和と適応)

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

## (4)地球温暖化を巡る動向

### 1)世界の動向

気候変動の影響が深刻化することを受け、国際社会は 2015 年のパリ協定において、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2  $\mathbb{C}$  より十分低く保つとともに(2  $\mathbb{C}$  目標)、1.5  $\mathbb{C}$  に抑える努力を追求すること(1.5  $\mathbb{C}$  目標)に合意しました。また、同年 9 月に採択された、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の行動計画である持続可能な開発目標(SDGs)では、ゴール 13 に気候変動対策が定められました。

2018年には、IPCCから「1.5℃特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きいが2℃になると更に深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。このために、エネルギー、都市、インフラ及び産業システムにおける、急速かつ広範囲の移行が必要としており、世界では脱炭素化に向けて、目標の引き上げや、先駆的な施策の展開など、気候変動対策がこれまで以上に積極的に進められています。

2021 年 10 月から 11 月にかけて開催されたCOP26 において、1.5℃目標に向かって世界が努力することに合意するとともに、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意文書に明記されました。

表 諸外国の 2030 年目標(2022 年1月時点)

公 明/1日の 2000	十口(水 (2022 十 1 / <b>1</b> /
国・地域	2030 年目標
英国	-68%以上 (1990 年比)
仏・独・伊・EU	-55%以上 (1990年比)
米国	-50~-52%(2005 年比)
カナダ	-40~-45%(2005 年比)

出典:外務省ホームページ掲載情報を基に作成

さらに、この間、新型コロナウイルス感染症の流行が、世界中の社会経済に大きな影響をもたらしました。その影響からの回復過程において、「グリーンリカバリー」の概念が広がりを見せています。これは、コロナ禍からの復興にあたり、元どおりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方のことです。これにより、再生可能エネルギーの普及や電気自動車への転換などへの投資が進むと考えられています。



## 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、150 を超える加盟国首脳が参加した 2015 年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までの国際的な目標です。

「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」を理念として掲げ、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標であり、貧困、教育、保健、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応した17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsの特徴として、環境分野としての個々の取組みに限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。その達成に向け、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組みとして推進していくことが望まれます。

日本では、国が2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定したことにより、地方自治体の施策や企業の取組にSDGsの考え方を取り入れる動きが広がっています。

# SUSTAINABLE GALS



図 「持続可能な開発目標(SDGs)」における17の目標

出典:国際連合広報センター

#### 2)国の動向

パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献」として5年毎に提出・更新する義務があります。

日本は、2015 年7月に、地球温暖化対策推進本部において「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比-26.0% (2005 年度比-25.4%) の水準(約 10 億 4,200万 t-C02) にすること」を「日本の約束草案」として決定し、国連に提出しました。

その後、IPCC「1.5℃特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。これに続き、同年11月には、地球温暖化対策に国を挙げて取り組む決意を示す「気候非常事態宣言」の決議を衆参両院において採択しました。

これらを受け、脱炭素化に向けた取組が加速化しています。

2021年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。6月には、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が「国・地方脱炭素実現会議」から公表されています。

さらに、2021年10月に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの削減目標が引き上げられ、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。この目標は、地球温暖化対策推進本部の「国が決定する貢献」として決定され、国連に提出されています。また、地球温暖化対策計画と同時に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22~24%から36~38%に引き上げることが示されています。

気候変動への適応についても、取組が進んでいます。

2018 年に、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」が制定され、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれました。

2021 年 10 月に閣議決定された「気候変動適応計画」は、「気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す」ことを目標とし、自然災害、水循環・水資源、健康、産業・経済活動などの分野別に気候変動への適応を進めるための施策が示されています。

このように、緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。

#### 3) 東京都の動向

東京都は、2019年5月、気温上昇を 1.5  $\mathbb{C}$  に抑えることを追求し、2050年までに、世界の  $\mathbb{C}$   $\mathbb{O}_2$  排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しました。同年 12 月には、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

その後、国内外において、脱炭素化に向けた動きが活発化する中、2021 年 1 月に、2050 年  $CO_2$ 排出実質ゼロに向けた行動の加速を後押しするマイルストーンとして、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減(2000 年比)すること(カーボンハーフ)、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明しました。

2021 年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、以下の目標と政策を掲げています。

## ◆東京都の 2030 年に向けた目標

○ 都内温室効果ガス排出量(2000 年比)

⇒ 50%削減 <sup>※1·※2</sup>

○ 都内エネルギー消費量 (2000 年比)

⇒ 50%削減 ※1

○ 再生可能エネルギーによる電力利用割合

⇒ 50%程度 \*\*1

〇 都内乗用車新車販売

⇒ 100%非ガソリン化

〇 都内二輪車新車販売

⇒ 100%非ガソリン化 (2035年まで)

- ※1 温室効果ガス排出量等の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において 検討を進めていく予定とされている。
- ※2 温室効果ガス排出量の目標値を、国が基準としている 2013 年比に換算すると、55.4%削減 に相当する。

#### ■ 具体的取組を進める6つの分野・14の政策



出典:「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」(東京都)

## 1-2 世田谷区の特徴と今後の見通し

## (1) 自然的・社会的条件

## 各数値は引用元の更新に合わせ、更新予定

## 1) 人口・世帯数

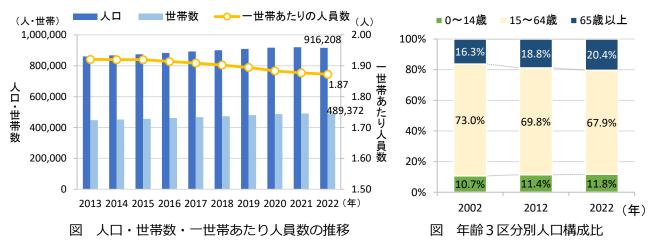
世田谷区の人口と世帯数は、2022年1月1日現在、916,208人、489,372世帯であり、東京23区で最も多くなっています。2020年の国勢調査の結果によると、国全体の人口は2015年に引き続き減少(2015年から0.7%減、年平均0.15%減)していますが、東京都区部の人口は継続して増加しています。世田谷区でも、1996年以降、増加が続いています。

世田谷区は、単身世帯が多く、一世帯あたりの人員(2022年1月1日現在)は1.87人で、東京都の平均1.92人(2020年国勢調査)を下回っています。

人口構成比(2022年1月1日現在)では、15歳未満が11.8%、15~64歳が67.9%、65歳以上が20.4%となっています。15歳未満が近年微増傾向にある一方で、65歳以上の高齢者についても増加しています。

「世田谷区将来人口推計(令和3年7月)」によると、コロナ禍による転入超過の縮小を背景に、区の人口は2022年に減少するものの、その後は人口増に回復して増加傾向が継続し、2031年に948,302人となると推計されています。年齢区分別では、15歳未満の人口は緩やかな減少傾向となる一方で、高齢者人口は一貫して増加が続き、今後10年間で約2万3千人の増加(約13%の増加)になると見込まれています。

環境省の調査によると、家庭における 1 人あたりの $CO_2$ 排出量は、世帯人員が少ないほど増加する傾向にあること、また高齢世帯の方が若中年世帯より多くなる傾向があるとされます。世田谷区では、将来的に人口の増加が見込まれていることも考慮すると、区民一人ひとりが $CO_2$ 排出量の削減に向けた行動を進めていくことが、引き続き重要となります。



出典:「世田谷区統計書 令和2年版」、住民基本台帳に基づく年齢別人口を基に作成

## 本ページ以降一部グラフ類・統計値など更新予定

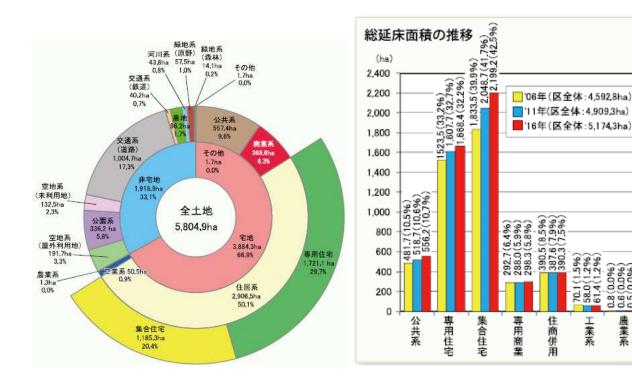
#### 2) 土地利用と建物

世田谷区では、面積の約 67%が宅地となっています。宅地の用途の中では住居系が最も 多く、区面積の約半分を占めています。建物用涂別延床面積は、2006 年から 2016 年の 10 年 間で約582ha 増加しました。増加量が多いのは集合住宅、専用住宅で、増加量の9割弱を占 めています。

区内の住宅ストックの状況をみると、持ち家が199,100戸、借家が229,580戸(いずれも 2018 年)で借家が多くなっています。持ち家数・借家数の推移から、持ち家は増加傾向に あり、特に非木造の共同住宅が増加しています。

2018年の住宅の省エネルギー設備の整備状況については、全住宅466,530戸のうち、「太 陽熱を利用した温水機器等」を整備している住宅は 0.62%、「太陽光を利用した発電機器」 を整備している住宅は1.44%でした。「二重サッシ又は複層ガラスの窓」については、「すべ ての窓にある」 住宅は 11.64%、「一部の窓にある」 住宅は 12.81%ででした。 持ち家と借家を 比較すると、いずれの設備も持ち家の方が、整備率が高い状況です。

地球温暖化対策の観点では、借家については、住民自身ができる対策には限りがあること から、所有者に対し、省エネルギー設備の導入を働きかけていくことが必要となります。



土地利用の構成比(2016年度)

#### 図 建物用途別延床面積の推移

出典:「世田谷の土地利用 2016」(世田谷区)

0.8

農業系

業系

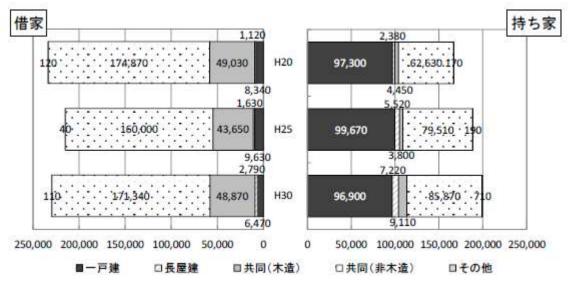


図 持ち家数・借家数の推移

出典:「世田谷区第四次住宅整備方針」(世田谷区)(原典:「住宅・土地統計調査」(各年))

表 住宅の所有関係別・省エネルギー設備のある住宅(2018年)

	645444	太陽熱を利用した: 温水機器等		二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	
	総数			すべての窓にあり	一部の窓にあり
12-5-6/24-	466,530	2,880	6,720	54, 320	59, 740
住宅総数	(D) (C)	0.62%	1.44%	11.64%	12.81%
##	199,820	2,610	5,940	39,830	41, 290
持ち家		1.31%	2.97%	19.93%	20.66%
借家	229,580	270	790	14, 490	18, 460
	83	0.12%	0.34%	6.31%	8.04%

出典:「世田谷区第四次住宅整備方針」(世田谷区)(原典:「住宅·土地統計調査」(平成 30 (2018) 年))

#### 3)業務・産業

世田谷区内の事業所数 2016 年において 27,034 事業所があり、262,689 人が働いています。事業所規模は比較的小さく、常用雇用者が 5 人未満の事業所が 66.2%を占めており、30 人以上の事業所は 4.7%と少数です。産業 (大分類) 別従業者数を見ると、卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業で全体の 49.5%を占めており、建設業や製造業などの第二次産業の割合は低い状況です。

世田谷区では、オフィスや店舗等の業務その他部門に該当する事業所が多く、また、規模が小さい事業所が多いことを考慮して地球温暖化対策を進めていくことが必要です。



図 事業所数・従業者数の推移

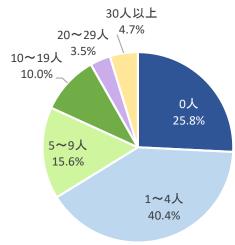


図 常用雇用者規模別事業所数 (2016年7月1日現在)

出典:「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成

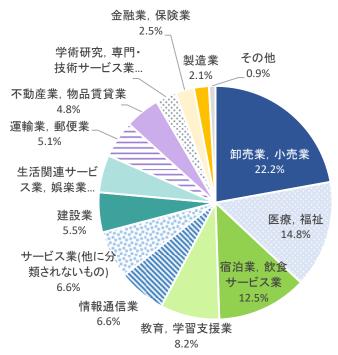


図 産業(大分類)別従業者数(2016年7月1日現在)

出典:「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成

#### 4)交通

世田谷区内には、首都高速3号渋谷線、東名高速道路、首都高速4号新宿線、中央自動車 道などの高速道路のほか、南北に環状7号線、8号線、東西に国道20号(甲州街道)、国道 246号(玉川通り)などの幹線道路が整備されています。

区内の自動車登録台数は、2020年において約26.5万台で、直近5年間の推移を見ると緩やかに減少しています。電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の保有台数は、2013年から2020年までの7年間に約2.5倍に増加しています。そのうち、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないゼロ・エミッション・ビークル(ZEV)\*\*に位置づけられている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は、197台(2013年)から1,638台(2020年)に増加しています。

※東京都の定義による。プラグインハイブリッド自動車は、EVモード走行時。

区内の幹線道路の交通量は、2010年から2015年の5年間において、環状7号線、8号線の一部で増加が見られますが、全体的には減少しています。円滑な道路交通の確保を図るため、区では、「せたがや道づくりプラン」に基づき優先整備路線を定め、道路整備を推進してきました。また、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞を改善するため、開かずの踏み切り対策として鉄道の連続立体交差事業を促進しています。小田急電鉄小田原線(代々木上原~梅ヶ丘駅間)の連続立体交差事業は2018年度に完了し、現在、京王電鉄京王線(笹塚~仙川駅間)の連続立体交差事業を促進しています。

鉄道については、東西を結ぶ京王線、小田急線、田園都市線、東横線、目黒線、それらをつなぐ井の頭線、世田谷線、大井町線の8路線が整備されています。また、南北の鉄道路線がない区中央から西部において、東西に延びる鉄道路線をつなぐ役割としてバスが多く活用されており、4社・1局(東急、小田急、京王、関東、都交通局)により81路線運行されています(2018年4月現在)。そのうち、コミュニティバス路線は10路線運行されており、公共交通不便地域の解消や南北交通の強化等に向けたバスネットワークの充実が図られています。

区では、南北方向を結ぶ交通手段として、コミュニティサイクルポートを整備しています。 区内には、6駅7箇所にコミュニティサイクル・レンタルサイクルポートがあり、このうち 5箇所のポートは、どこでも借りられ、どこへでも返却可能なコミュニティサイクルシステム(愛称「がやリン」)を導入しています。また、民間シェアサイクルについて、事業者と 連携して実証実験を行っています。

さらに、2019 年には、国の提唱するウォーカブル推進都市に賛同し、歩くこと、散歩を楽しむことができるまちづくりに向けた取組みを進めています。

公共交通の充実をはじめ、歩きたくなるまちづくり、自転車利用の促進、ZEVの普及など、様々な手段を組み合わせて地球温暖化対策を進めていくことが必要です。

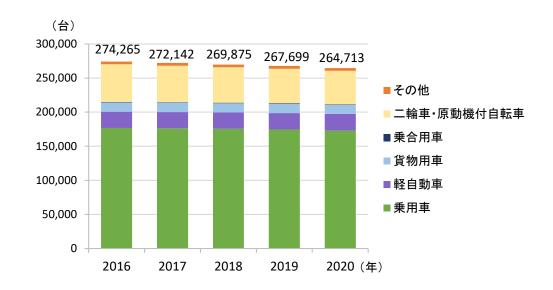
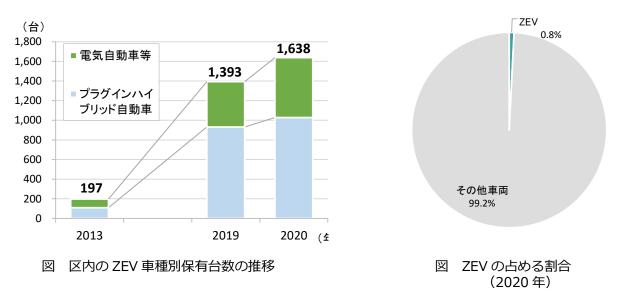
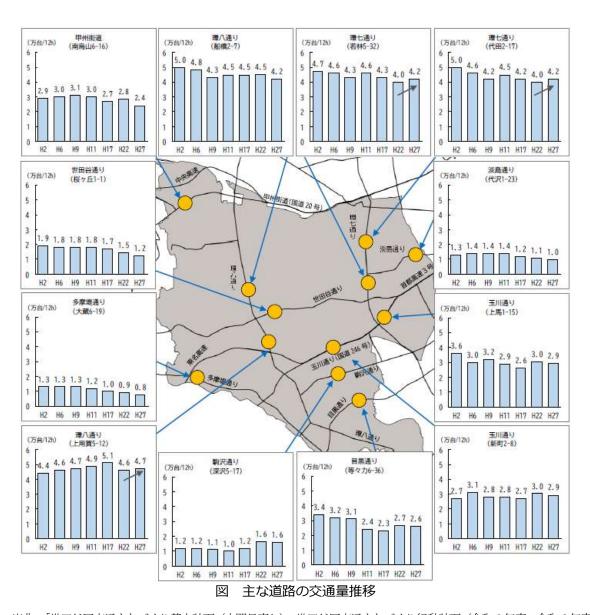


図 自動車登録台数の推移

出典:「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成



出典:一般財団法人自動車検査登録情報協会提供データを基に作成



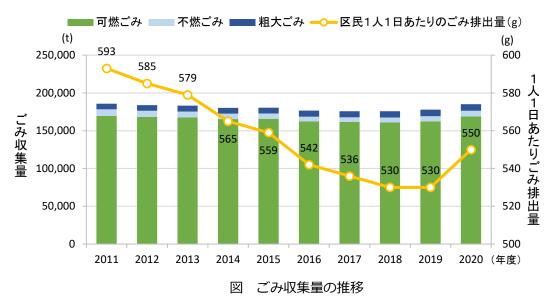
出典:「世田谷区交通まちづくり基本計画(中間見直し)・世田谷区交通まちづくり行動計画(令和2年度~令和6年度)」 (道路交通センサス(国土交通省、平成2年度(1990年度)~平成27年度(2015年度))を基に作成)

#### 5) 廃棄物

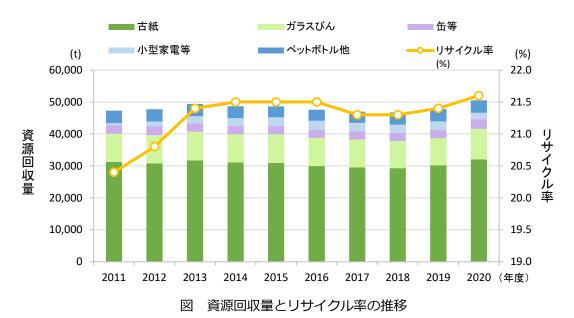
世田谷区のごみ収集量は、近年、人口増にも関わらず、横ばいで推移してきましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響により、ごみの量が増加し、前年度から約4.1%増の185,166 tでした。区民1人1日あたりのごみ排出量についても減少が続いてきましたが、2020年度については上述の理由により増加しています。

資源回収については、2020年度において資源回収量が50,564 t、リサイクル率21.6%でした。2020年度はコロナ感染症の関係で一時期的に増量していましたが、2021年度にはコロナ以前の状況に戻りつつあります。

今後も人口増加が見込まれることから、引き続き3Rのうち優先順位が高い2R(リデュース、リユース)の取組みを推進し、1人あたりのごみ排出量の削減を進めるとともに、近年課題となっている食品ロスの削減や使用済みプラスチック使用製品への対応等に取り組むことが必要です。



出典:「世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2021」を基に作成



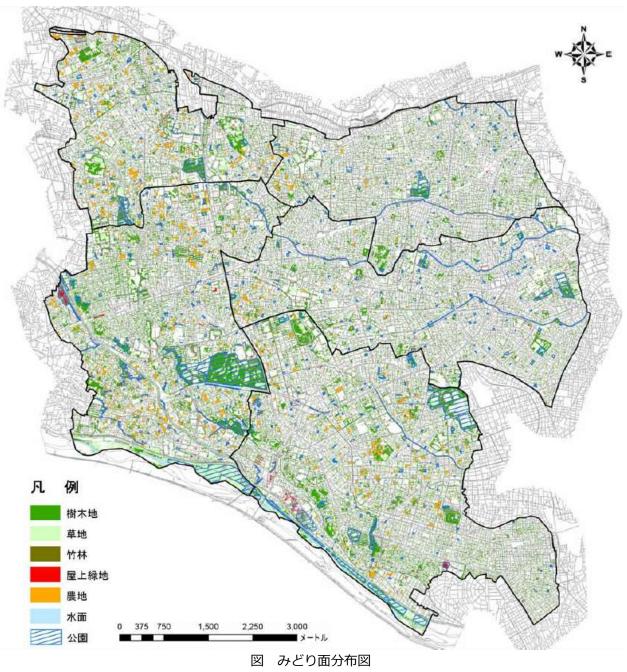
出典:「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2021」を基に作成

## グラフ類・統計値など更新予定

## 6) みどり

世田谷区には、多摩川の沿岸と台地の間に、国分寺崖線と呼ばれる急傾斜地帯が続いており、崖線沿いの斜面地一帯は多くのみどりに恵まれ、貴重な自然が残る地域となっています。 西部地域や多摩川低地には農地や緑地が多くみられるほか、砧公園や祖師谷公園、駒沢公園などの規模の大きな公園にまとまったみどりが残されています。

このほか、住宅地の中にも社寺林、屋敷林が点在し、大規模集合住宅にもまとまった緑地がみられ、一般にみどりの多いまちというイメージが定着しています。



出典:「平成28年度みどりの資源調査」

2016 年度調査による世田谷区のみどり率は 25.18%で、2011 年度と比較し、約 0.6 ポイント上昇しています。また、緑被率については、約 0.7 ポイント増加しました。農地等が減少したものの、樹木の生長や新たに植えられた樹木等により、樹木、草地、屋上緑地の面積が増えています。

国は、「地球温暖化対策計画」(2021年10月)の目標を達成するため、森林や都市緑化によるCO2吸収効果を見込んでいます。

世田谷区において、公園や緑地などの整備・充実を推進することで $CO_2$ 吸収減としての機能を向上させることは、地球温暖化の緩和の観点からも有効です。また、みどりは $CO_2$  吸収だけではなく、ヒートアイランド現象を抑制する効果もあります。

さらに、気候変動により集中豪雨が多発し、河川や下水道等が短時間に降る大雨に耐え切れずマンホール等から排水があふれ出る内水氾濫の問題に対し、農地、樹木地、草地などの自然面を保全・確保し、雨水の貯留・浸透、流出抑制を図ることが、水害を防ぐ上でも重要となっています。そのため、区では、みどりなどの自然が持つ雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、地下水涵養などの様々な機能を、都市基盤 (インフラ)として有効に活用する「グリーンインフラ」を取り入れています。具体的な取組みとして、道路や公園、区有施設への雨水を一時的に貯留・浸透施設の設置、住宅への雨水浸透施設や雨水タンクの設置に関する普及啓発等を進めています。



自然面率…緑が地表を被う部分※に水面と裸地を加えた面積が地域全体に占める割合 みどり率…緑が地表を被う部分※に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積 が地域全体に占める割合

緑被率 …緑が地表を被う部分の面積が地域全体に占める割合

※緑が地表を被う部分:樹木地(樹木・竹林)、草地、農地、屋上緑地を航空写真から判読

図 自然面率・みどり率・緑被率・公園率の推移

出典:「世田谷の土地利用 2016」

## (2)地球温暖化に対する世田谷区のこれまでの取組み

世田谷区は、地球温暖化防止に向けた取組みを総合的かつ計画的に進めていくため、2012年3月に「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。また、人口増加が見込まれる中、家庭からの温室効果ガス排出量の大幅な削減に向けた取組みを推進するため、翌2013年3月に「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン」を策定しました。

その後、2015 年にパリ協定が採択され、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑えるという世界共通の目標達成に向け、温室効果ガス排出量の一層の削減が求められる中、区は、それまでの計画を刷新し、2018 年 3 月に新たな地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

これらの計画に基づき、区は、再生可能エネルギーの普及と区民・事業者の省エネルギー行動の促進に向け、みうら太陽光発電所の開設、その売電収入を活用した省エネポイントアクション等の施策を展開してきました。また、住宅都市である世田谷区では、大規模な再生可能エネルギーの創出には限りがあるため、川場村の木質バイオマス発電による電力を区民が購入する仕組みの構築をはじめ、エネルギー資源が豊富な自治体との連携により区内における自然エネルギーの活用拡大を図る自然エネルギー活用を通じた連携・協力を広げてきました。さらに、本庁舎等で使用する電力を再生可能エネルギー100%電力への切替え、区民・事業者・区の再生可能エネルギーの利用を促進する「せたがや版RE100」の普及などを進めています。それとともに、気候変動適応の一環として、公共施設や公園へのレインガーデン等の設置や、区民に向けた雨水浸透施設や雨水タンク設置の呼びかけなど、様々なグリーンインフラを取り入れて、既存インフラ整備と相互に補完するよう活用して基盤整備を図ってきました。

この間にも深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と地球温暖化の問題を共有し、 共に行動していくため、2020年10月に東京23区では初となる「世田谷区気候非常事態宣言」 を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことも表明しました。

2021 年9月には、区役所内の総合調整を図るため「気候危機対策会議」を立ち上げ、世田谷区気候非常事態宣言を踏まえた地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための検討を進めています。

さらに、気候危機対策を安定的・継続的に実行していくための財源となる「世田谷区気候危機対策基金」を 2022 年度に創設し、再生可能エネルギーの利用拡大や区民・事業者の行動変容を促す取組みの推進に活用していきます。



図 せたがや版RE100ステッカー



図 再生可能エネルギー100%電力を 導入している施設と啓発ポスター



## 世田谷区気候非常事態宣言

地球温暖化に起因する強力な台風や集中豪雨が頻発し、その被害は年々甚大化しています。しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加が続いており、今後も、極端な高温や大雨が発生する可能性がより高くなるとされています。こうした気候危機の状況を、区民・事業者と区が共有し、SDGs (持続可能な開発目標)が目指す持続可能な社会の実現に向け、ともに行動していくために、世田谷区は、2020年10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行いました。



## 世田谷区気候非常事態宣言

~区民の生命と財産を守り持続可能な社会の実現に向けて~

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化 の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。

世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、 産業革命前からの世界の平均気温上昇を2 $\mathbb C$ より十分低く保つとともに、1.5 $\mathbb C$ 以下 に抑える努力を追求する目標が定められています。

しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加を続けており、気候危機の状況はまさに非常事態に直面しています。区民、事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進め、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現しなければなりません。

世田谷区は、ここに広く気候非常事態を宣言するとともに、2050年までに二酸化 炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明します。区はこれまでも自然の力を活かしたグ リーンインフラの基盤づくりや、自治体間連携による再生可能エネルギーの普及拡大等 に努めてきました。人の営みが地球環境の大きな負荷となり、気候異変をもたらしてい ることを踏まえ、区民参加のもとより良い環境と生命を守るための行動を加速します。

また、区・事業者・区民それぞれの立場で環境への影響を考慮した取組みを実行し、 みどりに恵まれた良好な環境を子どもや若者たちの次世代に引き継ぎ、持続可能な発展 と脱炭素社会の実現に向け、気候危機に力を合わせて行動します。

令和2年10月16日

世田谷区長 保护展人



















## 1-3 計画の枠組み

## (1)目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものです。

また、「気候変動適応法」第12条に基づき、区域における自然的経済的社会的状況に応じた 気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」を兼ねる計画として 策定します。

計画内に示す地球温暖化対策に、区民・事業者・区が、それぞれの役割を認識し、連携・協働しながら取り組むことによって、世田谷区から排出される温室効果ガスの削減と気候変動への適応を進めていくことを目的とします。

## (2)計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づき策定されるとともに、世田谷区環境基本条例に基づき策定した「世田谷区環境基本計画」に掲げる区のめざす環境像を実現するため、主要な要素である地球温暖化、エネルギー、気候変動適応を推進するための計画として密接に関わっています。

計画策定においては、2021年10月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」を踏まえるものとします。地球温暖化対策計画では、「地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進」として、都市計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画、総合計画等の温室効果ガスの排出の量の削減等と関係を有する施策と調和・連携を図ることが示されています。このため、区のこれら関連計画に配慮しながら、取組み(施策)を進めます。同時に、区の他の行政計画に対して、可能な限り地球温暖化対策を組み込んでいくよう働きかけていきます。

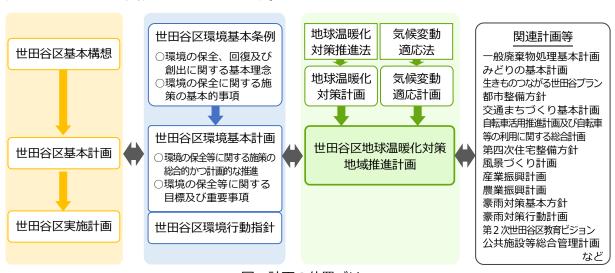


図 計画の位置づけ

## (3)計画の基準年度と目標年度(計画期間)

本計画の計画期間は、2023年度から2030年度までの8年間とします。

なお、区の基本計画や環境基本計画の見直しの状況や、国、都の施策の動向等、必要に応じて適宜見直しを行います。

温室効果ガス排出量の削減目標の設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、 2013 年度を基準年度とし、中期目標を 2030 年度、長期目標を 2050 年度に設定します。

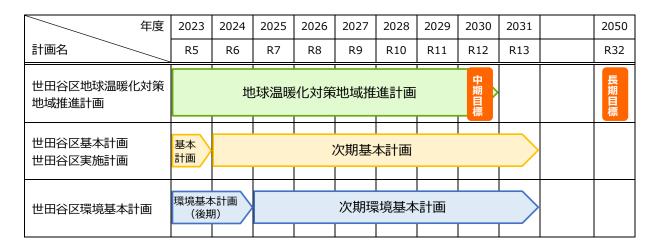


図 計画期間

## (4)計画の実行主体と役割

本計画は、世田谷区全域からの温室効果ガス排出量の削減と、気候変動への適応を進めるためのものです。

温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応のためには、区民・事業者・区をはじめとし、教育機関、NPO、来街者などのあらゆる主体が自らの生活や事業活動等の中で、問題の重要性を認識し、対策に取り組むことが望まれます。また、各主体が連携・協働・共創して環境・経済・社会の3側面の統合的な取組みを進めることで、対策の効果が高まることが期待されます。

本計画では、主たる活動主体である区民・事業者による温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応に向けた取組みを示すとともに、区が区内最大級の事業所として自ら行う対策 や、区民・事業者の取組みを支援するために行う施策を示しています。

## 区民

- ●日常生活の中で省エネ・再エネの利 用・省資源に取り組む。
- ●気候変動の影響を知り、備える。
- ●事業者や区の取組みに協力する。

## 事業者

- ●事業活動からの温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ●気候変動の影響を知り、備える。
- ●区民や区の取組みに協力する。

連携・協働・共創

#### X

- ●区内最大級の事業所として事業活動からの温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ●区域からの温室効果ガス排出量削減のため、次の施策を 策定・実行する。
  - ・区民や事業者の省エネ・再エネの利用・省資源等の取組みの支援、仕組みやルールづくり
  - ・公共交通の利用促進、緑地の保全及び緑化など温室効果ガスの排出量の削減につながるまちづくり
- ●気候変動適応に関する施策を策定・実行する。

図 計画の実行主体と役割

# 第2章 世田谷区の温室効果ガスの排出状況

## 2-1 対象とする温室効果ガス

## (1)対象ガス

対象ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定める7種類の温室効果ガスとします。

①二酸化炭素(CO2)

⑤パーフルオロカーボン類 (PFCs)

②メタン (CH<sub>4</sub>)

⑥六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

③一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

⑦三ふっ化窒素(NF3)

④ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

## (2) 対象範囲、対象部門

対象範囲は、世田谷区全域とします。

対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

表 対象ガスと対象部門、主な排出源

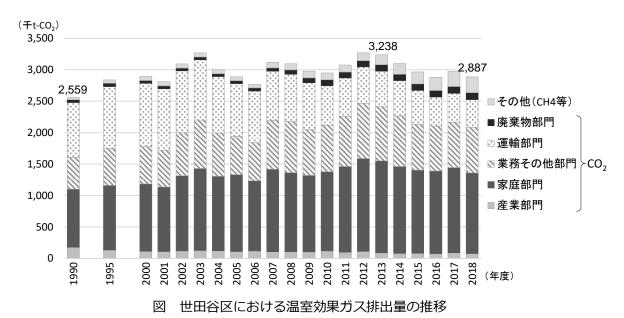
	対象ガスと対		主な排出源
CO <sub>2</sub>	_ +3.77.0.0		農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い 排出
		運輸部門	自動車や鉄道でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
	非エネルギー 起源 C O <sub>2</sub>	廃棄物部門	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時など に排出
その他 6ガス			自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水 やし尿・雑排水の処理時などに排出
			自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水 やし尿・雑排水の処理、麻酔時の使用時などに排出
	ハイドロフルフ (HFCs)	†ロカーボン類	冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどの冷媒に使用され、製品の使用時・廃棄時などに排出
	パーフルオロカーボン類 ( P F C s )		半導体の製造、溶剤などに使用され、製品の製造・使 用・廃棄時などに排出
	六ふっ化硫黄	(SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造などに使用 され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	三ふっ化窒素	(N F <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のク リーニング時などに排出

#### 温室効果ガス排出量の現状 2 - 2

## (1)温室効果ガス排出量

世田谷区における最新の温室効果ガス排出量データである 2018 年度の排出量は、2,887 千 t-CO<sub>2</sub>です。このうち二酸化炭素は 2,637 千 t-CO<sub>2</sub>であり、全体の 91.3%を占めています。

直近 10 年間の推移を見ると、若干の変動はあるものの 2012 年度をピークに排出量は減少 しています。2018 年度の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、家庭部門(44.4%)の割合 が最も高い状況です。



出典:「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(オール東京62市区町村共同事業)を基に作成

(単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

表 2018 年度の各温室効果ガス・部門の排出量構成比と 2013年度との比較

排出量

部門

2018 年度 2013 年度 2013 年度 排出量 (構成比)

				比
	産業部門	90	77 (2.7%)	-14.9%
	家庭部門	1, 463	1, 281 (44.4%)	-12.4%
$CO_2$	業務その他部門	858	725 (25.1%)	-15.5%
	運輸部門	567	443 (15.3%)	-21.9%
	廃棄物部門	103	111 (3.8%)	7.4%
その他 (CH <sub>4</sub> 等)		156	250 (8.7%)	59.9%
合計		3, 238	2,887	-10.8%

2018 年度排出量の内訳 その他 (CH4等) 8.7% 産業部門 2.7% 廃棄物部門 3.8% 運輸部門 家庭部門 15.3% 44.4% 業務その他 25.1%

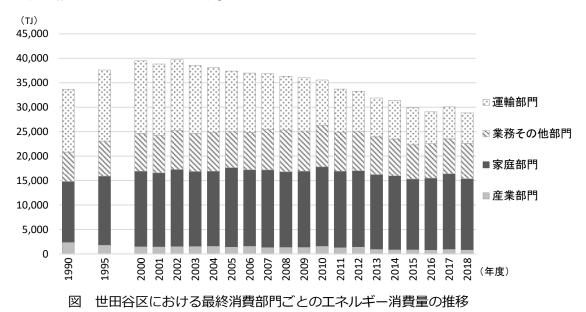
出典:「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(オール東京62市区町村共同事業)を基に作成

## (2) エネルギー消費量

温室効果ガス排出量の9割を占める二酸化炭素排出の主な要因は、エネルギー(電気・燃料等)の消費です。最終消費部門ごとのエネルギー消費量は、長期的な傾向として2002年度をピークに減少しています(2016年度・2017年度の間の変動は、厳冬による暖房利用の影響による)。

2018 年度の部門別のエネルギー消費量を見ると、家庭部門が最も多く、次いで業務その他部門、運輸部門、産業部門となっています。

2018 年度のエネルギー消費量を、国が温室効果ガス削減目標の基準としている 2013 年度と 比較すると、運輸部門が 21.4%、産業部門が 12.4%減少していますが、消費量の多い家庭部 門は 4.7%の減少にとどまっています。



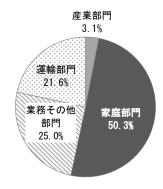
出典:「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(オール東京62市区町村共同事業)を基に作成

表 2018 年度の各部門のエネルギー消費量と 2013 年度との比較

(単位: TJ)

			(半世·IJ	
部門	2013 年度	2018 年度		
140	エネルギー消費量	エネルギー消費量	2013 年度比	
産業部門	1,010	884	-12.4%	
家庭部門	15, 217	14, 501	-4. 7%	
業務その他部門	7, 724	7, 221	-6. 5%	
運輸部門	7, 928	6, 230	-21.4%	
合計	31, 879	28, 836	-9.5%	

2018 年度エネルギー消費量 の内訳



出典:「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(オール東京62市区町村共同事業)を基に作成

## (3) 家庭部門のエネルギー消費量

エネルギー消費量の多い家庭部門について、世帯当たりエネルギー消費量の推移を見ると、 若干の変動はあるものの 2002 年度をピークに減少傾向にあります。

2018年度の世帯当たりエネルギー消費量は、30,075MJ/世帯です。国が温室効果ガス削減目標の基準としている2013年度と比較すると-7.9%に相当します。

世帯当たりエネルギー消費量の減少率に比べ、家庭部門全体のエネルギー消費量の減少幅が小さいのは、世帯数が増加しているためです(2018年度の世帯数は、2013年度に対し3.5%増加)。

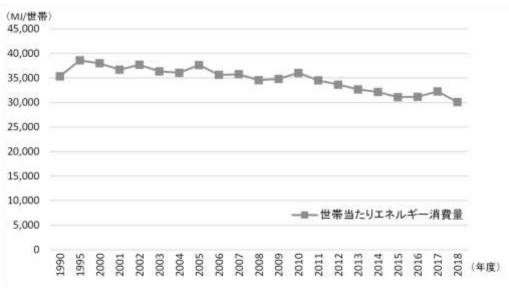


図 世田谷区における世帯当たりエネルギー消費量の推移

出典:「特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2018年度)」(オール東京 62市区町村共同事業)を基に作成

## 2-3 温室効果ガス排出量の将来推計

現状以上の対策を行わないと仮定し、人口、業務用建築物床面積、製造品出荷額など「活動量」と呼ばれる指標が、これまでの傾向の延長で変動した場合を「現状趨勢」といいます。「現状趨勢」によって見込まれる 2030 年度の排出量は、2013 年度比 1 %程度減少する水準になると見込まれます。

表 現状趨勢ケースの推計結果

部門		2013年度 排出量	2018年度 排出量	2030年度	
		(実績)	(実績)	排出量 (推計)	2013年度比
	産業部門	90	77	63	-30%
CO <sub>2</sub>	家庭部門	1,463	1,281	1,345	-8%
	業務その他部門	858	725	857	0%
	運輸部門	567	443	383	-32%
	廃棄物部門	103	111	109	6%
	計	3,081	2,637	2,757	-11%
その他 (CH₄等)		156	250	458	194%
合計		3,238	2,887	3,215	-1%

#### <推計方法>

### $\bigcirc$ CO<sub>2</sub>

- ・CO₂排出量は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」\*から提供された「将来推計ファイル」のデータを用いて推計しました。
- ・現状趨勢ケースのため、活動量のみトレンドに基づく変化率を設定し、エネルギー消費量当たり $CO_2$ 排出量、活動量の原単位当たりエネルギー消費量の変化率は0として推計しました。

### ○その他のガス

- ・直近 10 年間 (2009 年度~2018 年度) のデータから、近似式を求め、トレンドにより 排出量を推計しました。
- ・なお、2013年度から排出量の算定にNF3が追加されましたが、排出量の値が小さいため影響はほぼないと判断しました。

## 表 部門ごとの活動量の想定

部門		活動量指標	活動量の想定
産業部門	農業	農家数	トレンド予測をもとに設定
	建設業	新築着工面積	トレンド予測をもとに設定
	製造業	製造品出荷額	近年は増減傾向がみられないため、現状維持を想定
家庭部門		人口	世田谷区将来人口推計(令和3年7月補正)を基に 増減率を設定
業務その他部門		業務用床面積	トレンド予測をもとに設定
運輸部門	自動車	自動車走行量	トレンド予測をもとに設定
	鉄道	乗降客数	トレンド予測をもとに設定
<b>廃棄物部門</b> 焼却ご		焼却ごみ量	トレンド予測をもとに設定

#### \*みどり東京・温暖化防止プロジェクト

都内 62 市区町村では、2007 年度から、東京のみどりの保全や温暖化防止について連携・共同して取り組むため、オール 62 東京市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を展開しています。事業の一環として $CO_2$ を含む温室効果ガス排出量について、区市共通の算定手法に基づき毎年推計が行われています。

## 2-4 前計画の評価と計画改定にあたっての視点

## (1)温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の状況

区全体の温室効果ガス排出量は、若干の変動はあるものの 2012 年度をピークに排出量は減少しています。また、最終消費部門ごとのエネルギー消費量は、長期的な傾向として減少しています。

部門別の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも、家庭部門、業務その他部門の割合が高く、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、区民、事業者と区が協働して取組みを進めることが重要です。

## (2) 区民の取組状況

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」(2018年8月実施)によると、エアコンの設定温度に気をつける、こまめに水道の蛇口、シャワーをとめるといった8つの省エネルギー行動について、「いつもやっている」「時々やっている」を合計した割合は概ね8割前後に達しており、省エネルギーに関する取組への意識は高い状況です。また、2013年に実施した調査と比較して、再生可能エネルギーを利用している回答者の割合は3.4%から6.5%に、これから利用したいと回答した人の割合は8.7%から40.7%に大きく増えており、再生可能エネルギーの利用への関心が高まっています。

これらの結果から、家庭における地球温暖化対策の取組みが浸透しつつあると考えられます。

気候危機については、「世田谷区民意識調査 2021」(2021 年 5 月実施)において、区が行った気候非常事態宣言を「知らない」と答えた回答者は約 85%で、認知は十分とはいえない状況です。また、重点的に取り組むべき気候危機への対策については、「風水害や猛暑などの災害への対策」を約71%の回答者が選択した一方で、最も選択された割合の低かった「住まい・建物の省エネルギー化の推進」は29.7%に留まりました。

気候危機の状況を区民と共有すること、二酸化炭素排出量の大幅削減に向けた住まい・建物 の省エネルギー化の重要性に対する理解を広げていくことが必要です。

## (3)区の取組状況

前計画に定めた進捗管理指標は、目標に対して 2020 年度までの時点で概ね順調に推移していました。しかし、「省エネポイントアクションで省エネに成功した区民の割合」の減少など、一部の指標については基準年と比較して、実績値が後退しています。

## (4) 今後の方向性

今回の計画では、「世田谷区気候非常事態宣言」で表明した2050年の二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを踏まえると、さらなる対策を進めていく必要があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人々のライフスタイルやビジネススタイルの変化がもたらす影響の先行きが不透明な状況にあり、今後の変化を注視していく必要があります。他方では、この機を捉えて、グリーンリカバリーの視点を持って、地球温暖化の緩和と適応の取組みを進め、新しい持続可能な社会を築いていくことが求められています。

また、地球温暖化対策を進めることは、みどりの保全や創出による地域環境の改善、歩いて暮らせるまちづくりによる住民の健康増進、再生可能エネルギー設備が非常用電源として機能することによる防災性の向上など、様々な副次的便益(コベネフィット)を伴います。

今後の方向性として、グリーンリカバリーや地球温暖化対策の副次的便益の考え方に即して、環境・経済・社会の統合的な向上に資する対策を進めていくことが求められます。

その中で、住宅都市である世田谷区の特徴を踏まえ、民生家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向け、省エネルギーに寄与するライフスタイルや住まいづくりをはじめ、再生可能エネルギーの利用拡大に資する施策などに引き続き取り組んでいくことが有効と考えられます。

また、台風の勢力拡大、頻発する集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動によってすでに表れている影響への防災・減災対策についても、強化していく必要があります。

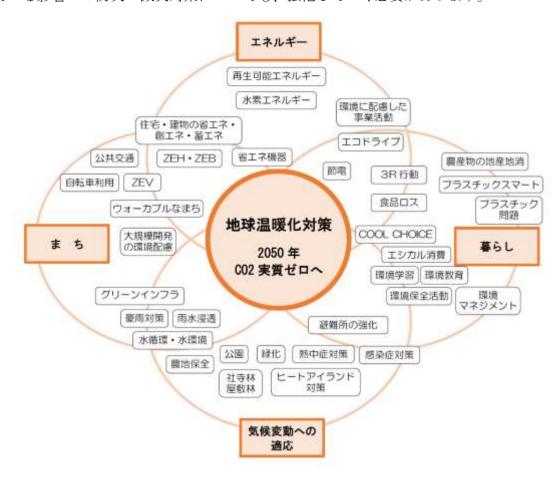


図 地球温暖化対策が対象とする範囲の模式図

## (5)計画改定にあたっての視点

前項までの検討を踏まえ、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を達成していくため、この度の計画改定にあたっては、次の視点に立って、国や東京都が進める施策と合わせて、区の施策による更なる温暖化対策を進めていくことが必要です。

## <計画改定にあたっての視点>

- ・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた<u>新たな目標設定</u>(2050年目標を見据えた中期目標の設定)
- ・**区民・事業者が主役**となった、脱炭素に役立つライフスタイル、ビジネススタイルに向けた 区民、事業者の行動促進(行動に伴う**効果の見える化**、**行動変容**につながる情報発信・啓発、 仕組みづくり)
- ・地球温暖化に関連する幅広い分野に好影響を与える**総合的・計画的な対策**の推進(例:住宅の断熱化に伴うヒートショックの防止、再工ネ設備導入による非常用電源の確保)
- ・省エネルギー化の推進(住宅・事業所等の省エネ・断熱化、大規模建築物の環境配慮など)
- ・**再生可能エネルギー**の利用と創出の拡大(再生可能エネルギーの地産地消、せたがや版RE 100 の推進など)
- ・**地域間連携**による取組みの推進(川場村をはじめとした、自然エネルギーを生産する地域と の連携)
- ・脱炭素に役立つ<u>まちづくり</u>(公共交通や自転車の利用促進、ZEVの普及促進に向けた都市 インフラの整備など)
- ・**みどり**を活かした地球温暖化対策の推進(二酸化炭素の吸収、カーボンオフセットなど)
- ・**ごみの発生抑制等**の推進(ごみの発生抑制等の推進(区民・事業者の2R行動の促進(プラスチック使用製品や食品ロス対策を含む)))
- 環境学習・環境教育を通じた意識醸成(次世代の人材育成など)
- ・脱炭素に役立つ**社会経済、暮らし**への転換(グリーンリカバリー、ESG投資など)
- ・**緩和策**と**適応策**の両輪による対策強化(グリーンインフラを取り入れた豪雨対策・ヒートア イランド対策などの適応策)

#### 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた新たな目標

#### 緩和策

- 省エネルギー化
- ・再生可能エネルギーの利用拡大
- 地域間連携
- ・まちづくり
- みどりの活用
- ・ごみの発生抑制と資源の有効活用

#### 適応策

- 豪雨対策
- 暑熱対策、
- ヒートアイランド対策
- 健康関連施策

#### 幅広い分野をつなぐ総合的・計画的な対策

脱炭素に役立つライフスタイル、ビジネススタイルへの転換 脱炭素に役立つ社会経済、暮らしへの転換 環境学習・環境教育

# 第3章 計画の目標

## 3-1 世田谷区のめざす将来像

(案)

〜小さなエネルギーとまちのみどりで豊かに暮らす 〜 脱炭素につながるまち せたがや 調整 中

地球温暖化に起因する強力な台風や集中豪雨の頻発、その被害は年々深刻化しています。しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加が続いており、今後も、極端な高温や大雨が発生する可能性がより高くなるとされるなど、気候変動問題は、気候危機と呼ぶべき非常事態に直面しています。

将来を担う世代に、みどりに恵まれた良好な環境を引き継いでいくため、区民、事業者、区 をはじめあらゆる主体が一丸なって、地球温暖化の緩和と適応に取り組んでいくことが必要 です。

そのために、これまで以上に省エネルギー・エネルギーの効率的な利用に取り組むとともに、 太陽光をはじめとする自然の力を活かして生み出される再生可能エネルギーの利用を拡大し、 二酸化炭素排出量実質ゼロの暮らしを実現していきます。

同時に、自然が有する多様な機能を賢く活用し、持続的で魅力あるまちづくりを進める取組 みであるグリーンインフラを取り入れ、気候変動に対する強さとしなやかさをもったまちを つくります。

国や東京都の施策と連携を図りながら、区民、事業者、区の協働によりこれらの取組みを進め、脱炭素社会を構築していきます。そして、持続可能な発展を実現し、良好な環境を次世代に引き継いでいきます。

### 3-2 総量削減目標

2018年に公表された I P C C 「1.5℃特別報告書」では、「温暖化の影響は 1.5℃の上昇でも大きいが 2 ℃になると更に深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であること」、「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。2021年 10月から 11月にかけて開催された COP26 においては、1.5℃目標に向かって世界が努力することが合意されました。

国内では、2021 年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、2050 年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。また、2021 年10月に閣議決定された国の新たな地球温暖化対策計画において、「2030 年度において、温室効果ガスを2013 年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」という目標が示されました。

また、区は、国に先駆けて 2020 年 10 月 16 日に行った「世田谷区気候非常事態宣言」において、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこと表明しました。

これらの経緯を踏まえ、本計画においては、長期目標として 2050 年までに二酸化炭素排出量 実質ゼロをめざすこととし、その達成に向けた中間段階の目標として 2030 年度までの中期目標 を設定します。

### (1)長期目標

2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにします さらなる挑戦として、20● ●年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ をめざします

気候危機の危機的状況を脱し、次世代に良好な環境を引き継いでいくため、2050 年まで に二酸化炭素排出量を実質ゼロにします。

さらに、よりよい未来を築くため、20●●年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成する ことをめざします。

(グラフで視覚的に説明)

### (2)中期目標[2030年度]

脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギー化とエネルギーの効率的利用によって使うエネルギーを減らしていくと同時に、再生可能エネルギー等の利用を拡大し、エネルギーの脱炭素化を進めていくことが必要です。

そのため、本計画においては、中期目標として、温室効果ガス排出量(7ガス全体)及び区 民や事業者の取組みの努力が反映される二酸化炭素排出量の削減目標を掲げるとともに、エ ネルギー消費量、再生可能エネルギーの利用に関する目標を併せて設定します。

①温室効果ガス排出量(7ガス全体)

審議資料1-8参照。

2030年度において、2013年度比で●●%削減をめざします。

2030 年度の世田谷区における温室効果ガス排出量の将来予測\*1に、現時点で想定し得る国等の対策効果\*2を積み上げた排出量は、2013 年度比で約 48%削減される見込みです。

これに、区が独自に追加する施策による効果を更に積み上げ、2013 年度比●●%の削減をめざします。

(グラフで視覚的に説明)

### ②二酸炭素排出量

2030 年度において、2013 年度比で● ●%削減をめざします。

※温室効果ガス排出量の削減目標の数値を踏まえて設定します。

### ③エネルギー消費量

2030 年度において、2013 年度比で● ●%削減をめざします。

※温室効果ガス排出量の削減目標の数値を踏まえて設定します。

### ④再生可能エネルギーの導入に関する目標

2030年度において、

再生可能エネルギーを利用している区民の割合\*50% (案)をめざします。

- \*「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」の有効回答者のうち、「再生可能エネルギーを利用している」と 回答した人の割合
- ※目標値は、温室効果ガス排出量の削減目標の数値の積み上げを調整していく中で、具体的 な水準を設定します。

### コラム

## 省エネと再エネの相乗効果

CO2排出量削減は、省エネルギー(省エネ)と再生可能エネルギー(再エネ)を組み合 わせることで、相乗効果が生まれます。

同じ削減量をめざすとき、エネルギーを使う側と創る側が協力すれば、少ないコストで大 きな効果を生み、目標を達成することができます。

省エネ

エネルギー需要 約 70%削減

対策後のエネルギー消費量\* 0.3

再エネ

エネルギーの脱炭素化 約 70%改善

対策後の排出係数\*

0.3

CO2排出量

90%削減

対策後の排出量\* 約 0.1

\*対策前を1としたときの対策後の値

# 3-3 個別削減目標

世田谷区の温室効果ガス排出量を着実に削減していくため、排出特性を踏まえた指標と目標を設定します。

具体的には、区全体の温室効果ガス排出量に占める割合が最も高い家庭部門に着目し、世帯当たり二酸化炭素排出量及び1人当たりのエネルギー消費量を指標とし、電気、ガスなどのエネルギー消費の削減を促していきます。

### [家庭部門の個別目標]

# 2030年度において、

- ・家庭での1人当たりの二酸化炭素排出量を2013年度比で●●%削減
- ・家庭での1人当たりのエネルギー消費量を2013年度比で●●%削減をめざします。

調整中

コラム

# 家庭でのエネルギー消費の削減に向けた取組み(例)









出典:「家庭の省エネ対策ハンドブック 2021 年度版」(東京都環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課)

# 2

# ■エネルギー消費の削減に向けた取組みの効果

		取組み		ニネ効果 年間)	家計の節約 (年間)	CO₂削減量 (年間)
	冷房時の室温は28℃を目	安にする	電気	30. 2kW	800円	14. 8kg
	冷房の使用時間を1日1時間減らす		電気	18. 8kW	500円	9. 2kg
	暖房時(エアコン)の室温は20℃を目安にする		電気	53.1kW	1, 410 円	26. 0kg
	暖房(エアコン)の使用時間を1日1時間減らす		電気	40.7kW	1, 080 円	19. 9kg
	フィルターをこまめに掃除する(月2回程度)		電気	32. 0kW	850 円	15. 6kg
	電気カーペットは広さに	あった大きさにする	電気	89. 9kW	2, 380 円	44. 0kg
П	電気カーペットの設定温	度は「強」から「中」にする	電気	186. 0kW	4, 930 円	91. 0kg
リビング	こたつの設定温度を低め	こする	電気	49. 0kW	1, 300 円	24. 0kg
グ	テレビ画面は明るすぎな	いように設定する	電気	27. 1kW	720 円	13. 3kg
ルー	白熱電球(54W)をLED電	球 (8W) に交換する	電気	92. 0kW	2, 440 円	45. 0kg
Ā		白熱電球 (消費電力 54W)	電気	19.7kW	520 円	9. 6kg
	照明の使用時間を 1日1時間減らす	蛍光灯 (消費電力(12W)	電気	4. 4kW	120 円	2. 2kg
	「口」時間があるる	LED電球((消費電力8W)	電気	2. 9kW	80 円	1. 4kg
	モップや雑巾を使って掃		電気	16. 4kW	430 円	8. 0kg
	パソコンを使う時間を 1日1時間減らす	デスクトップ	電気	31.6kW	840 円	15. 5kg
		ノート	電気	5. 5kW	150 円	2. 7kg
	パソコン(デスクトップ)	の電源オプションの見直しをする	電気	12. 6kW	330円	6. 2kg
	冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する		電気	45.1kW	1, 190 円	22. 1kg
+	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する		電気	6. 17kW	1,630円	30. 2kg
ッチン	冷蔵庫にはものを詰め込まない		電気	43. 8kW	1, 160 円	21. 4kg
シ	炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く		電気	45. 8kW	1, 210 円	22. 4kg
	電気ポットの長時間保温	はしない	電気	107. 5kW	2, 850 円	52. 6kg
バ	洗濯物はまとめて洗う		電気 水道	5. 9kW 16. 8 m³	4, 190 円	14. 1kg
ス	衣類乾燥機はまとめて使	い、回数を減らす	電気	42. 0kW	1, 110 円	20.5 kg
・トイ	こまめにシャワーを止め	5	ガス 水道	12. 8 m³ 4. 4 m³	2, 440 円	30. 7kg
レ・	お風呂は間隔をあけずに	続けて入る	ガス	38. 2 m³	4, 130 円	82. 9kg
洗 面 所	使わないときは、電気便座のふたを閉める		電気	34.9kW	920 円	17. 1kg
影	電気便座の設定温度を低くする		電気	26. 4kW	700 円	12. 9kg
	歯磨き中、水を流しっぱ	なしにしない	水道	3.9kW	940 円	2. 6kg
	ふんわりアクセル「e スタ	₹ — ト	燃料	83. 57Q	11, 950円	194. 0kg
ドライブ	加減速の少ない運転		燃料	29. 290	4, 190 円	68. 0kg
イブ	早めのアクセルオフ		燃料	18. 09l	2, 590 円	42. 0kg
	アイドリングストップ		燃料	17. 33l	2, 480 円	40. 2kg

(参考文献)

資源エネルギー庁「無理のない省エネ節約」

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/general/howto/)

<sup>◇</sup>リビングルーム/キッチン/バス・トイレ・洗面所

東京都環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課「家庭の省エネ対策ハンドブック 2021 年度版」

<sup>◇</sup>ドライブ

# 第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会を実現し、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるためには、誰もが無関係ではなく、区民、事業者、行政、教育機関、NPO、来街者などのあらゆる主体が取り組む必要があります。

第3章に示した区のめざす将来像の実現と、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、区民、事業者、区等のそれぞれが、主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みを進めます。区は、施策の推進を通じて区民、事業者等の行動を支え、気候危機に力を合わせて行動していきます。



図 区民・事業者の対策と区の施策の考え方

次ページでは、本計画の対策・施策の体系とこれに伴う二酸化炭素削減量、及び関連する SDG sの目標を示しています。

このうち、区の施策は以下6つの柱により構成します。

施策の柱 I 区民の取組み支援
施策の柱 II 事業者の取組み支援
施策の柱 II 工ネルギーの脱炭素化
施策の柱 IV 脱炭素で持続可能なまちづくり
施策の柱 V 地球温暖化の適応策の推進
施策の柱 VI 区役所の率先行動

国や都の施策

	取組み	CO <sub>2</sub> 削減量(万t-co <sub>2</sub> )	
	NEW TOTAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE	国・都・区の対策(注1) 区の対策(注2	9
	● 省エネルギー行動の実践		
	- ❷ 脱炭素に役立つ様々な活動の実践 - ❸ ごみの発生抑制	0.71 *1	<b>™</b> ∞ <b>⊘</b> 🐵
	● 気候変動への適応		
10	● 仕まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入	* <del></del>	
	● 日まじの音エネルギーに音エネルギー版語の導入	28,33 *2	• ∞ o <u>•</u>
	● みどり豊かな住まいづくり	20,33	0 00 E
14	●省エネルギー行動の実践	*	
	- ② 脱炭素に役立つ様々な活動の実践	125	ADDRESS NAME OF STREET
	● Cみの発生抑制	0.04*3	
	● 気候変動への適応		
	● 建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入		
	- ❷ 再生可能エネルギーの導入	10.91 *4	<u>∞</u> ∞ 🐼 🛂
Į.	●事業所の緑化	333483	
	● 脱炭素に役立つライフスタイルに関する情報発信	4	Î
	● 見える化等を活用した省エネルギー行動の支援	100000000000000000000000000000000000000	Design Design
	❸ごみの発生抑制への支援	*1に含む	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	- <b>②</b> 地域団体等の活動支援・協働	,	
	● 住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進		
	● 再生可能エネルギーの導入促進	100	V- V- 0- 6
	❸ みどり豊かな住まいづくりの促進	*2に含む	• ∞ <b>©</b> ±
	→ 脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発		
	- ● 気候危機を担う次世代の人材育成		danna ann
	- ② 学校等における環境教育・環境学習		W G
	●環境意識の醸成		
	<ul><li>● 脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進</li><li>● 見える化等を活用した省エネルギー行動の支援</li></ul>	*3に含む	THE DESCRIPTION
	● 兄んるに寺を活用した省エイルヤー行動の支援 ● ごみの発生抑制への支援	30-20	<b>₹ ⊘</b>
	● 建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進		0 15
	②再生可能エネルギーの導入促進	*4に含む	• O <u>•</u>
8.	●事業所緑化の促進		
	● 再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発		
	② 再生可能エネルギーの地産地消の拡大 ○ 開発するない。 (************************************		· * L O
	●開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進		A VET
	◇水素エネルギーの普及啓発		
<u></u>	<ul><li>● 自治体間ネットワークの構築</li><li>● せたがや版RE100の普及</li></ul>		6 6 8
-			
	● ① エネルギーを賢く使うまちづくり		6 & L G
	- ● 公共交通の利用環境の整備	13 /1	
	● ウォーカブルなまちづくり・自転車利用の促進	11.27 *5	& L O
	- ❸環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備		
	○ 脱炭素に役立つ交通に関する区民への普及啓発		
	<ul><li>● 街づくりを通じたみどりの保全・創出と公園・緑地の整備(カーボンオフセット)</li></ul>		7 0 E
	● ②農地の保全・活用		
	● ● 豪雨対策、風水害対策の推進		- TO 5
- 1	❷ヒートアイランド対策の推進		W 4 0 2
	● 熱中症対策の推進		-W- G
	❷感染症予防に関する普及啓発		
	● 公共施設の整備(新築・改築)における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	❷ 公共施設の維持管理における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入	*4に含む	• <u>L</u> ∞ •
	❸公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進	acaro.	**** *********************************
	● 環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な本庁舎等整備		
	● 再生可能エネルギー電力の導入		
	- ② 公用車のZEV化	*5に含む	
	- <b>❸</b> DXの推進		
	● ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1	● ②職員の行動推進		<ul><li>∞</li><li>∞</li></ul>
	(注1)国や東京都と区が連携・協働して実施する対策 小計	51.26	1
		WILL CO.	t contract to the contract to
	(注2)区が独自に実施する対策 合計	A21	

# 4-1 区民の取組み

## 取組み方針 I - 1 脱炭素型ライフスタイルへの転換

「住宅都市せたがや」においては、区民一人ひとりのライフスタイルが脱炭素型に転換することが欠かせません。

家庭からのCO₂排出量の削減に向け、一人ひとりが日常生活における省エネルギー行動の実践とごみの発生抑制に努めます。また、脱炭素社会の実現に役立つ様々な活動に参加することで、地球温暖化対策、脱炭素社会、持続可能な社会への意識を高めます。

取組み	取組みメニュー		
<ul><li>①省エネルギー</li><li>行動の実践</li></ul>	○省エネルギーに関するリーフレット、ホームページなどを参考にして、 省エネルギー行動に取り組む。		
	○スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」、家電製品等の省 エネルギーモードを活用して、無駄なエネルギーを使わないようにする。		
	○ウォームシェア、クールシェア、クールチョイス運動に参加し、省エネルギーに努める。		
	○自転車や公共交通の利用に努める。		
	○車を運転するときは、エコドライブを心掛ける。		
	○自家用車買い替え時には、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない ZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車) を選ぶ。		
	○カーシェアリングを活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用 する。		
	○輸送距離の短い、近隣で採れた農産物、旬の食材を利用する。		
②脱炭素に役立 つ様々な活動	○地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、環境情報の収集 に努める。		
の実践	○環境学習や環境保全活動等に参加する。		
	○プラスチックスマートの取組みに努める。		
	○自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議等により、再生可能エネルギーを利用する自治体・団体・事業者等との連携支援を進める。		
	○人・社会・地域・環境に配慮した商品やサービスを購入するエシカル消 費を心掛ける。		
	○資金の運用、投資の際は、持続可能な社会の形成に役立つよう、ESG 投資の考え方も参考に運用先などを選択する。		
	○環境保全、みどりの保全・創出などに役立つ基金への寄付に努める。		
③ごみの発生抑制	○マイバッグやマイボトル、過剰包装を断る、使い捨ての容器・ストロー 等のプラスチック製品の利用を減らすなど、ごみを発生させない消費行 動を実践する。		
	○食べものを「買いすぎない」「作りすぎない」「食べきる」を心掛け、食		

取組み	取組みメニュー				
	品ロスの削減に努める。				
	○生ごみの水切り等による減量化を進める。				
	○資源とごみの分別を徹底する。				
	○地域で行われる古紙、缶、古着・古布等の資源回収に協力する。				
	○公共施設や店舗でのペットボトル、発砲トレイ、紙パック、廃食用油 小型家電等の資源回収に協力する。				
④気候変動への 適応	○夏季に熱中症予防対策をとる(日陰の利用、日傘や帽子の使用、こまめな水分・塩分の補給、エアコンや扇風機を使った室温の調節など)。				
	<ul><li>○蚊などの生物が媒介する感染症について情報収集に努める。</li><li>○洪水・内水氾濫ハザードマップを活用して自宅周辺の地理や避難所の位置を確認するなど、日ごろから水害に備える。</li></ul>				

# 取組み方針 I - 2 住まいの省エネルギー化、再生可能エネルギー等の利用拡大

家庭からのCO₂排出量の削減に向け、住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入によって、エネルギーを効率よく利用するとともに、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用を進め、エネルギーの脱炭素化に取り組みます。併せて、緑化や木材利用を進め、脱炭素に役立ちながら快適で健康的な、住み心地の良い住まいづくりを進めます。

取組み	取組みメニュー
①住まいの省エ ネルギー化・ 省エネルギー	○新築時・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)、LCCM住宅(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅)を建築する。
機器の導入	○窓の改修・遮熱化(高断熱サッシ複層ガラスの導入、遮熱フィルムの設 置等)、壁面などの断熱化等、建物の断熱化を行う。
	○自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高める。
	○HEMS (住宅エネルギー管理システム) を導入して、エネルギーの「見える化」を利用し、エネルギー利用の最適化を図る。
	○賃貸住宅を選ぶ際は、高断熱サッシや複層ガラスが設置されているなど 断熱性に優れた住宅の選択に努める。
	○省エネルギー診断を受ける。
	○省エネ型の照明や給湯器への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器等を導入する。
	○家電製品の買い替え時には、省エネルギーラベルを確認して、地球温暖 化への影響の少ないものを選ぶ。
②再生可能エネルギーの導入	○「せたがや版 RE100」に賛同し、再生可能エネルギーに対する理解・利用拡大を進める。
	〇太陽光発電、太陽熱利用設備や、蓄電池(電気自動車も含む)を自宅に 設置する等、再生可能エネルギーを生活に取り入れる。
	〇電力販売業者を選ぶ際には、再生可能エネルギー由来の電力メニューを 選択するように努める。
③みどり豊かな	○新築時・改築時には、敷地内のみどりを保全・創出する。
住まいづくり	○敷地内や建物の屋上、壁面の緑化、生垣設置など、住宅の緑化を行う。
	○みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの 消費を抑制する。
	○住宅の内装や家具などへの国産木材の活用に努める。
	○雨水タンクや雨水貯留浸透施設を設置する。

# 4-2 事業者の取組み

# 取組み方針Ⅱ-1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換

事業者からのCO 2排出量の削減に向け、事業活動と地球温暖化問題との関わりを認識し、日常の事業活動において省エネルギー行動の実践、ごみの発生抑制に努めます。

また、SDGsやESG(環境・社会・法令遵守)の取組みを通じて、脱炭素の推進や環境負荷軽減につながる取組をビジネスに活かすことを実践するとともに、従業員の教育・普及啓発、地域の環境保全活動への参加・協力に取り組みます。

取組み	取組みメニュー
①省エネルギー 行動の実践	○国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境 負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進める。
	○区や都、クールネット東京等のホームページに掲載された事業所の省工 ネルギーに関する情報等を参考にして、省エネルギー行動に取り組む。
	○スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」、OA機器等の省 エネルギーモードを活用して、無駄なエネルギーを使わないようにする。
	○クールビズ、ウォームビズを推進する。
	○業務における公共交通、自転車、カーシェアリングの利用を推進する。
	○エコドライブを実践する。
	○事業活動には、ZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイ ブリッド自動車)を利用する。
	○環境マネジメントシステムなどの取組みを推進する。
②脱炭素に役立	○職場における環境教育を実践する。
の実践	○地域社会の一員として、地域で行われる環境学習や環境に関わる地域活動(美化・緑化・リサイクル活動等)に参加する。
	○従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を 深める。
	○職場において働き方改革を推進する。
	○東京商工会議所世田谷支部、世田谷区商店街連合会等の連携によるごみ の夜間収集に参加する。
	○宅配ボックスの普及促進や、環境に配慮したサービスの提供、共同配送 による輸送の効率化など、消費者・取引先との理解・協力の上で環境配 慮型のビジネスを展開する。
	○CO₂排出量を削減したうえで、カーボンオフセットを活用する。
	○企業の環境報告書やESG報告書、ホームページ等を通じて、製品やサ ービス、事業活動に関わる環境情報を提供する。
	○「グリーン購入法」に適合した商品、エシカル消費に配慮した商品・サービスの購入・販売・提供に努めることで、脱炭素に役立つ消費行動を促進する。

取組み	取組みメニュー
	○ESGに配慮した経営に取り組む。
	○コロナ禍からの経済回復に向けて行われる投資、支援を、環境に配慮し た経営につながる取組みに活用するグリーンリカバリーを実践する。
③ごみの発生抑制	○商品の設計・製造・流通・販売の各段階において、簡易包装、レジ袋削減、量り売り、使い捨て容器・食器の削減等、ごみの発生抑制に努める。
	○プラスチックごみの削減に向け、プラスチック使用量の少ない製品設計、 代替素材の使用に努める。
	○資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を 目指すサーキュラーエコノミー(循環経済)の視点を取り入れた事業活 動に努める。
	○賞味期限の延長・年月表示化、過剰生産の抑制(製造業)、売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、ばら売り(卸・小売業)、調理ロスの削減、食べ切り運動の呼びかけ、提供サイズの調整(外食産業)などに取り組み、食品ロス削減に努める。
	○区の事業系リサイクルシステムを利用する。
	○店舗等における資源回収に協力する。
④気候変動への	○職場の熱中症予防対策に努める。
適応	○気温上昇等による消費者の嗜好の変化や原材料価格の変化などを想定し た商品開発や販売戦略に取り組む。
	○洪水・内水氾濫ハザードマップによるリスクの確認、洪水等の災害発生 を想定した業務継続計画の策定など、台風・大雨による風水害に備える。

# 取組み方針 II - 2 エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用拡大

事業所(オフィス、店舗等)からのCO₂排出の削減に向けて、ZEBの実現、断熱性能の向上等による建築物の省エネルギー化、設備機器の高効率化、エネルギー管理の最適化の推進に努めます。

また、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギーでつくられた電力の調達等により、事業運営で消費する電力に再生可能エネルギーを活用ます。

取組み	取組みメニュー		
①建物の省エネ	○建物の建築時・改築時には、建物のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・		
ルギー化・省	ビル)の実現に努める。		
エネルギー機	○窓の改修・遮熱化(高断熱サッシ複層ガラスの導入、遮熱フィルムの設		
器の導入	置等)、壁面などの断熱化等、建物の断熱化を行う。		
	○自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、事業所の建物の省 エネルギー性能を高める。		
	○BEMS(ビルエネルギー管理システム)を導入して、運転管理の最適 化を図る。		
	○BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)、CASBEE(建築物環境性能評価システム)等により環境性能の評価を受ける。		
	○省エネルギー診断やエコ・チューニングを受けて、施設改修やエネルギー管理の改善に努める。		
	○省エネ型照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高 効率で環境性能の高い機器等の導入に努める。		
	○業務用・産業用燃料電池を導入する。		
②再生可能エネ	○「せたがや版 RE100」に賛同し、再生可能エネルギーに対する理解、利		
ルギーの導入	用拡大に努める。		
	○太陽光発電、太陽熱利用設備や、蓄電池(電気自動車も含む)を事業所 に設置する等、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れる。		
	○電力販売業者を選ぶ際は、再生可能エネルギー由来の電力メニューを選択するように努める。		
	○SDGs(持続可能な開発目標)などを参考に、自社の事業の中で、省		
	エネルギーや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる 製品やサービスの開発、普及に努める。		
③事業所の緑化	○敷地内や建物の屋上、壁面の緑化等を行う。		
	○建物の建築時・増改築時には、敷地内のみどりを保全・創出する。		
	○みどりのカーテンの設置、打ち水等の工夫により、エネルギーの消費を		
	抑制する。		
	○建物の内装や什器などへの国産木材の活用に努める。		

# 4-3 区の取組み(施策)

# 施策の柱 I 区民の取組み支援

## 施策 I-1 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

取組み	 取組みの内容	担当課	CO2削減量
<ol> <li>1 脱炭素に役立つ ライフスタイル に関する情報発 信</li> </ol>	国等の補助金など各種支援制度や効果的な 取組み事例の紹介 (エネルギーセミナー、総 合相談の実施)	環境・エネルギ 一施策推進課	
	ホームページや SNS、広報紙等による啓発 情報の充実	環境・エネルギー施策推進課	
10	COOL CHOICE運動の推進	環境・エネルギー 一施策推進課	
	省工ネ行動による環境面、経済面の効果の PR	環境・エネルギ 一施策推進課	
	省エネポイントアクションの活用等、家庭 でのCO₂排出削減の取組み支援	環境・エネルギ 一施策推進課	
②見える化等を活用した省エネル	省エネポイントアクションの取組みを活用 し、エネルギー消費量を継続的にモニタリ ングする仕組みづくり	環境・エネルギー 一施策推進課	
ギー行動の支援	家庭向け省エネ診断の情報提供	環境・エネルギ 一施策推進課	
	H E M S (住宅エネルギー管理システム)、 スマートメーターの活用によるエネルギー 使用量、C O 2 排出量の見える化の推進	環境・エネルギー 一施策推進課	
③ごみ発生抑制へ	「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発	環境保全課 清掃・リサイク ル部事業課	
の支援	ごみの発生抑制に関する取組支援(資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進)	清掃・リサイクル部事業課	
④地域団体等の活	地域の美化・緑化・リサイクル活動等の支援	各総合支所地 域振興課 みどり政策課 環境保全課	
動支援・協働	N P O団体等が取り組む環境活動の促進	環境・エネルギー施策推進課 市民活動推進 課	

# 施策 I - 2 住まいの省エネルギー化、再生可能エネルギー等の利用促進

住宅の断熱性能の向上、家電や給湯等の設備機器の高効率化、再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、緑化や雨水を利用した打ち水等自然を活かした工夫を取り入れることで、小さなエネルギーで快適に暮らせる住まいづくりを促進します。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	マンション環境性能表示の促進等、賃貸住	環境・エネルギ	
	宅の環境性能の向上	一施策推進課	
	国や都などの住宅の省エネルギーに関する 情報提供	環境・エネルギ 一施策推進課	
	マンション管理組合などを対象とする省下 ネセミナー等の開催	居住支援課	
	環境に配慮した住宅リノベーションの推進	環境・エネルギ 一施策推進課	
①住まいの省エネ	HEMS(住宅エネルギー管理システム)、		
ルギー化・省エネ	スマートメーターの活用によるエネルギー	環境・エネルギ	
ルギー機器の導 入促進	使用量、CO2排出量の見える化の推進〔再 掲〕	一施策推進課	
	新築戸建住宅のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化に向けた省エネルギー・ 再生可能エネルギー導入の啓発	環境・エネルギ ー施策推進課	
	区営住宅等の省エネルギー化改修・建替	住宅管理課	
	家庭における省エネルギー機器の普及促進	環境・エネルギ 一施策推進課	
	家庭用燃料電池の普及促進	環境・エネルギ 一施策推進課	
	住宅用再生可能エネルギー利用設備、蓄電	環境・エネルギ	
	池の情報提供、国や東京都の補助制度等の 情報提供	一施策推進課	
	環境配慮型住宅リノベーション推進事業に よる再生可能エネルギー機器等の設置促進	環境・エネルギ 一施策推進課	
②再生可能エネル ギーの導入促進	せたがや版 R E 100 の普及促進	環境・エネルギ 一施策推進課	
	再生可能エネルギー由来の電力メニュープ ランの選択	環境・エネルギ 一施策推進課	
	新築戸建住宅のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
	緑のカーテンの普及促進	みどり政策課	
③みどり豊かな住	緑化助成による屋上・壁面緑化等の支援	みどり政策課	
まいづくりの促	雨水貯留浸透施設・雨水タンクの設置促進	豪雨対策・下水 道整備課	
進	国産木材の利用促進に関する普及啓発	環境・エネルギ 一施策推進課	
4脱炭素に役立つ	住まい・まち学習セミナー、深沢環境共生作 宅等環境共生モデル住宅を通じた情報提供	居住支援課 住宅管理課	
住宅に関する普	新築戸建住宅のZEH(ネット・ゼロ・エネ	環境・エネルギ	
及啓発	ルギー・ハウス) 化に向けた省エネルギー・	一施策推進課	

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕		
	国や東京都等による環境に配慮した住宅、 ZEHの促進に向けた各種支援制度に関す	環境・エネルギ 一施策推進課	
	る情報提供	一加來推進誄	

# 施策 I – 3 環境教育・環境学習

次世代を担う子ども、若者が、環境教育・環境学習を通じて、気候危機、地球温暖化の問題を 学ぶ場や機会を充実させていきます。

また、環境をはじめ地域や社会に配慮した消費行動を促していきます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	若者環境フォーラムの開催	環境・エネルギ	
		一施策推進課	
	  環境出前授業の実施	環境・エネルギ	
	块块山削过来00天加 	一施策推進課	
①気候危機を担う	地域の多様な人材による環境教育・環境学	教育指導課	
次世代の人材育	習の取組み支援 (環境イベント、学校エコラ	環境・エネルギ	
	イフ活動等)	一施策推進課	
成	家庭教育における環境、気候危機に関する	生涯学習・地域	
	意識啓発の促進	学校連携課	
		区民健康村・ふ	
	健康村里山自然学校における自然体験	るさと・交流推	
		進課	
	区民、事業者、区内大学等の連携による環境 学習情報の収集及び提供	教育指導課	
		環境・エネルギ	
		一施策推進課	
②学校等における	学校エコライフ活動の推進	教育指導課	
環境教育·環境学	みどりの出前講座の実施	みどり政策課	
<b>署</b>	みどりに関する普及啓発(「そだてようみど りの世田谷」の配布)	みどり政策課	
	国分寺崖線に関する小学生の学習の推進	教育指導課	
	ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学	清掃・リサイク	
	習の実施	ル部事業課	
	エシカル消費に関する普及啓発	消費生活課	
③環境意識の醸成	消費者カレッジ(出前講座)の実施	消費生活課	
○帰児忌戦∪残队	清掃・リサイクル関連施設等を活用した普	清掃・リサイク	
	及啓発	ル部事業課	

# 進捗管理指標

	指標	現状	2030 年度の目標
省エネポ			
世帯数・			
省エネポ			
ース 参加			
一消費量			
省エネポ			
ネに成功			
区民1人		三国市农产	
太陽光発		調整中	
家庭用燃			
新築住宅			
宅の割合			
環境配慮			
進事業補			
緑化助成			
学校工コ			

### 施策の柱 II 事業者の取組み支援

# 施策Ⅱ-1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

業務その他部門からのCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、事業者に向け、省エネルギーの取組や支援制度等に関する情報提供や普及啓発を進め、脱炭素型のビジネススタイルへの転換に向けた事業者の主体的な取組みを促進します。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	国や東京都などの支援制度や効果的な取組	環境・エネルギ	
	み事例の紹介	一施策推進課	
	ホームページやSNS、広報紙による啓発	環境・エネルギ	
①脱炭素に役立つ	情報の充実	一施策推進課	
事業活動や働き	省エネポイントアクション等、СО₂排出量	環境・エネルギ	
	等の「見える化」に関する従業員への普及啓	「環境・エネルギー   一施策推進課	
方の促進	発支援	池外往進床	
	脱炭素化に役立つサービス提供(宅配ボッ	  環境・エネルギ	
	クスの普及促進)など、消費者・取引先の理	一施策推進課	
	解・協力の上で脱炭素型のビジネスを推進		
○日ニマル祭士.ば	アフターコロナやSDGsなど時勢を捉え	工業・ものづく	
②見える化等を活	たセミナーの開催	り雇用促進課	
用した継続的な	事業所における省エネルギーの取組み支援	環境・エネルギ	
省エネルギー行	(省エネポイントアクション等)	一施策推進課	
動の支援	   環境認証等活用支援	産業連携交流	
		推進課	
	「世田谷プラスチック・スマートプロジェ	環境保全課	
	クト」を通じたプラスチックごみの発生抑	清掃・リサイク	
	制等に関する普及啓発	ル部事業課	
		清掃・リサイク	
③ごみ発生抑制へ	ごみの発生抑制、再利用(2R)の促進	ル部	
の支援		事業課	
00又1及	事業系リサイクルシステムの利用促進	環境保全課	
	せたがやエコフレンドリーショップ(食品		
	ロスやプラスチックごみの削減に取組む小	清掃・リサイク	
	売店や飲食店で認証された店舗)の利用促	ル部事業課	
	進		

# 施策II-2 エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用促進

省エネルギー化と再生可能エネルギー等の利用を組み合わせ、CO<sub>2</sub>排出量を削減していくため、事業所の建物や設備機器の省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	既存建築物の省工ネ改修	環境・エネルギ 一施策推進課	
	事業所のΖΕΒ(ネット・ゼロ・エネルギー・	環境・エネルギ	
	ビル)の実現に向けた促進策の検討	一施策推進課	
	区の環境配慮制度を活用した大規模建築物	環境・エネルギ	
	の省エネルギー化の誘導	一施策推進課	
	   低炭素認定建築物等の情報提供	環境・エネルギ	
○ 7 <del>1</del>		一施策推進課	
①建物の省エネル	CASBEE(建築物環境総合性能評価シ	環境・エネルギ	
ギー化・省エネル	ステム)等の情報提供	一施策推進課	
ギー機器の導入	BEMS (ビルエネルギー管理システム) の	環境・エネルギ	
促進	普及促進)	一施策推進課	
		環境・エネルギ	
	省エネ診断、エコ・チューニングの普及推進	一施策推進課	
	(業務用ビル、大規模商業施設、医療・福祉	高齢福祉課	
	施設等)	障害者地域生	
		活課	
	省エネルギー設備・機器の導入支援 (商店街 における街路灯 L E D化等)	商業課	
		環境・エネルギ	
		一施策推進課	
	   せたがや版 R E 100 の普及促進	環境・エネルギ	
	2727 Y IK K L 100 の自次促進	一施策推進課	
	区の環境配慮制度を活用した再生可能エネ	環境・エネルギ	
②再生可能エネル	ルギー導入の誘導	一施策推進課	
ギーの導入促進	事業所のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・	環境・エネルギ	
	ビル)の実現に向けた促進策の検討〔再掲〕	一施策推進課	
	事業者向けの再生可能エネルギー設備や蓄	環境・エネルギ	
	電池等の普及啓発	一施策推進課	
	緑化助成による屋上・壁面緑化等の支援	みどり政策課	
③事業所緑化の促	足 区の環境配慮制度を活用した緑化の誘導	環境・エネルギ	
0 2 11111111111111111111111111111111111	区の境別は同意では中では対しの影響	一施策推進課	
進	内装、什器等への国産木材の活用に関する	環境・エネルギ	
	普及啓発	一施策推進課	

# 進捗管理指標 指標 現状 2030 年度の目標 事業系リ業者 省工ネ診 調整中

### 施策の柱Ⅲ エネルギーの脱炭素化

## 施策Ⅲ-1 エネルギーの地産地消

脱炭素社会の実現に向け、自然の力である太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、区内において再生可能エネルギーを活用した小規模分散型のエネルギー源を確保することも有効です。

そのために、再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発を進めるとともに、区有施設の活用や 再生可能エネルギー等の導入を進めます。また、次世代を担うエネルギーとして期待されている 水素エネルギーの普及啓発に取り組みます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	区民、事業者への再生可能エネルギー活用 に向けた普及啓発、環境学習・環境教育	環境・エネルギ ー施策推進課 教育指導課	
①再生可能エネル	   再生可能エネルギー電力の購入の普及啓発 	環境・エネルギ 一施策推進課	
ギー活用に向け た普及啓発	都等と連携した再生可能エネルギーにより 発電された電力の購入キャンペーンの展開 (「みんなでいっしょに自然の電気」等)	環境・エネルギー 一施策推進課	
	新築戸建住宅のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
	世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用	環境・エネルギ 一施策推進課	
②再生可能エネル ギーの地産地消	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事 業の実施	環境・エネルギ 一施策推進課	
キーの地産地消 の拡大	中学校における太陽光発電設備等の設置事 業(PPA 事業)	環境・エネルギー施策推進課 一施策推進課 教育環境課 災害対策課	
	区の環境配慮制度を活用した再生可能エネ ルギー導入の誘導〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
③開発事業等に伴 う再生可能エネ ルギーの導入促	区の環境配慮制度を活用した大規模建築物 の評価制度の実施、評価結果の区民への積 極的な周知	環境・エネルギ 一施策推進課	
進	事業所のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現に向けた促進策の検討 〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
	区内における水素供給体制の整備促進 (移動式水素ステーションの運営等)	環境・エネルギ 一施策推進課	
④水素エネルギー の普及啓発	燃料電池自動車等を活用した啓発	環境・エネルギ 一施策推進課	
- P - 10-1 17-1 100 P W	他自治体と連携した情報提供	環境・エネルギ 一施策推進課	

## 施策Ⅲ-2 様々な主体の連携による再生可能エネルギーの利用拡大

住宅都市である世田谷区では、区内での再生可能エネルギーの創出には限りがあります。このため、再生可能エネルギーの資源を豊富に備えている自治体との連携と交流を進め、区内での自然エネルギーの活用と資源を有する地域の活性化につなげていきます。また、せたがや版RE100の普及により、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組む機運を高めていきます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
①自治体間連携の	自治体間ネットワーク会議の開催による新たな自治体連携に向けた検討及び区の取組みの情報発信	環境・エネルギ 一施策推進課	
推進	交流自治体との連携による自然エネルギー の利用拡大	環境・エネルギ 一施策推進課	
②せたがや版 R E	せたがや版 R E 100 の普及促進〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
100の普及	せたがや版RE100 に賛同した区民・事業者の取組事例の紹介	環境・エネルギ 一施策推進課	

## 進捗管理指標

	指標	現状	2030 年度の	目標
自然工				
加者数				
太陽光				
公共施				
他自治		調整中		
エネル		<b>沙兰</b> 十		
他自治				
自治体				
せたが				
録数(				

### 施策の柱IV 脱炭素で持続可能なまちづくり

## 施策Ⅳ – 1 エネルギーを賢く使うまちづくり

家庭や業務その他部門からのCO 2排出量の一層の削減に向け、エネルギーを賢く使うまちづくりの実現に向けた検討を進めます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
①エネルギーを賢 く使うまちづく り	脱炭素先行地域の設定に向けた検討	環境計画課 環境・エネルギ ー施策推進課	
	再開発など街づくりの取組みを契機とし た地域冷暖房、建物間融通等の導入促進	都市計画課	
	区の環境配慮制度を活用した再生可能工 ネルギー導入の誘導〔再掲〕	環境・エネルギ 一施策推進課	
	区の環境配慮制度を活用した大規模建築	環境・エネルギ ー施策推進課	

## 施策Ⅳ-2 徒歩や自転車で移動しやすい都市づくり

人々の移動に伴って発生する $CO_2$ 排出量を削減していくため、公共交通や自転車、徒歩で移動しやすい都市づくりを進めます。また、道路交通の円滑化や、走行時に $CO_2$ をほぼ排出しないZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)の普及促進、利用環境の整備等を進め、自動車の利用に伴う $CO_2$ 排出量を削減していきます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO2削減量
①公共交通の利用 環境の整備	コミュニティバスの導入促進	交通政策課	
②ウォーカブルな	ウォーカブルな取組みの推進	都市計画課	
まちづくり・自転	自転車シェアリングの普及促進	交通安全自転車課	
車利用の促進	自転車走行環境の整備	交通安全自転車課	
	開かずの踏み切り解消、道路と鉄道の連続 立体交差化の促進	交通政策課	
	交通渋滞の緩和、交通流の円滑化	道路計画課	
③環境に負荷をかけない自動車利	カーシェアリングの推進	環境・エネルギ 一施策推進課	
用の促進と Z E V のインフラ整 備	ZEV(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)の普及、利用の促進	環境・エネルギ ー施策推進課	
	電気自動車充電設備設置の促進	環境・エネルギ ー施策推進課	

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
<ul><li>4 脱炭素に役立つ 交通に関する区 民への普及啓発</li></ul>	公共交通、自転車利用に関する啓発活動	交通政策課 交通安全自転車課 環境・エネルギ ー施策推進課	
	脱炭素に役立つ交通の啓発活動	交通政策課 交通安全自転車課 環境・エネルギ ー施策推進課	

# 施策IV – 3 みどりの保全・創出

 $CO_2$ の吸収、雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和、など、多面的な機能を有するみどりの保全・創出、都市農地の保全・活用を進めていきます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	各種制度を活用した樹木・樹林地の保全	みどり政策課	
	みどりの計画書・緑化地域制度による新築・ 増改築時のみどりの保全・創出	みどり政策課	
①街づくりを通じ	地区計画、緑地協定による緑化の推進	街づくり課 都市計画課 みどり政策課	
たみどりの保全・ 創出と公園・緑地	公園・緑地の整備、維持管理	みどり政策課 公園緑地課	
の整備	再生水辺空間の維持管理	公園緑地課 工事第一課 工事第二課	
	道路緑化の計画的推進	土木計画調整 課 公園緑地課	
	区民農園の整備	都市農業課	
	体験農園、ふれあい農園の整備	都市農業課	
②農地の保全・活用	農業者への支援 (世田谷区認定・認証農業者 補助制度)	都市農業課	
	世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡 大、周知	都市農業課	

# 進捗管理指標

指	票	現状	2030 年度の目	]標
自転車道				
次世代自				
急速充電				
みどり望				
市民緑地		調整中		
公園整備				
農地面積				

## 施策の柱V 地球温暖化適応策の推進

# 施策V-1 豪雨対策・ヒートアイランド対策(グリーンインフラ)等

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整してインフラ整備を推進します。また、グリーンインフラを取り入れ、みどりを活かした豪雨等の防災・減災対策やヒートアイランド対策を進めます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	東京都との連携による河川、下水道の整備	豪雨対策・下水 道整備課	
	流域対策(雨水流出抑制)の強化	豪雨対策・下水 道整備課	
	雨水貯留浸透施設・雨水タンクの設置促進	豪雨対策・下水	/
	〔再掲〕	道整備課	/
①豪雨対策、風水害		工事第一課	/
対策の推進	グリーンインフラを取り入れた施設整備	工事第二課	/
		みどり政策課	/
		施設営繕第一課	/
		施設営繕第二課	
	無電柱化の推進	土木計画調整課	
	洪水八ザードマップの周知	災害対策課	
	避難所の運営体制強化	災害対策課	/
	遮熱性舗装の整備	土木計画調整課	
②ヒートアイラン ド対策の推進	はまる はまま は は は は は は は は は は は は は は は は	みどり政策課	
	緑地や農地の保全、緑化の推進 	都市農業課	
	国分寺崖線の保全	みどり政策課	

## 施策 V - 2 区民の健康を守る取組みの推進

気候変動によって、真夏日・猛暑日の増加や、感染症を媒介する生物の分布域の変化が生じています。区民の健康を守る対策として、熱中症対策、感染症予防に関する普及啓発を進めます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	熱中症の予防方法の周知、高齢者への啓発 強化	健康企画課	
①熱中症対策の	外出時に休憩、水分補給できる場所の確保・周知	健康企画課	
推進	木陰の創出、ベンチ頭上・バス停・学校プ ールへの屋根の設置	みどり政策課 道路管理課 交通政策課 教育環境課	
②感染症予防に関 する普及啓発	蚊等が媒介する感染症に関する情報提供、 蚊の発生防止対策に関する普及啓発	生活保健課 感染症対策課	

# 進捗管理指標

指標	現状	2030 年度の目標	
流域対策			
雨水タン			
工口舗装	調整中		
みどり率	h/-) TE		
農地面積			

### 施策の柱VI 区役所の率先行動

# 施策VI-1 公共施設整備・維持管理における脱炭素の推進

公共施設の整備、維持管理において省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用を両輪として進めます。また、グリーンインフラを取り入れた緑化や雨水貯留浸透などに取り組み、環境負荷の少ない持続可能な施設運営をめざします。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
<ol> <li>公共施設の整備 (新築・改築)に おける省エネル ギー化・再生可能 エネルギー設備</li> </ol>	公共施設省工ネ指針に基づく、省工ネ設計の施設づくり	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギ ー施策推進課	
	再生可能エネルギーの設備等の導入	公共施設マネジ メント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギ ー施策推進課	
の導入	公共施設のZEBの実現に向けた計画立 案	公共施設マネジ メント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	
②公共施設の維持 管理における省 エネルギー化・再 生可能エネルギ 一設備の導入	照明の高効率化	公共施設マネジ メント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	
	省エネ型高効率機械設備(空調機器・熱源・ 受電設備等) への更新	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギ ー施策推進課	
	ESCO事業の推進	公共施設マネジ メント課	
	環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」に基づく取組みの推進	環境・エネルギ 一施策推進課	
③公共施設の緑化・	敷地や建物の緑化	みどり政策課 公園緑地課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 教育環境課	
ヒートアイラン ド対策・水循環の	道路・緑道の緑化	土木計画調整課 公園緑地課	
推進	雨水利用設備による水資源の有効利用	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギ ー施策推進課	
	雨水貯留浸透施設の設置と適切な管理	工事第一課	

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
		工事第二課 施設営繕第二課 教育環境課	
	透水性舗装・遮熱性舗装の敷設	土木計画調整課	
	「公共建築物における木材利用推進方針」 に基づく木材利用の推進	環境・エネルギ 一施策推進課	
④環境と調和し環 境負荷の少ない 持続可能な本庁 舎等整備	本庁舎等整備の推進	庁舎管理担当課 庁舎建設担当課	

# 施策VI – 2 脱炭素に向けた基盤整備

区内最大級の事業者として、公共施設への再生可能エネルギー電力の導入・利用による創出、公用車のZEV化、DX(デジタル・トランスフォーメーション)による業務効率化に率先して取り組みます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
①再生可能エネル	公共施設における再生可能エネルギー電 カの導入・利用	環境・エネルギ 一施策推進課	
ギー電力の導入	電力調達における環境配慮契約の実施	環境・エネルギ 一施策推進課	
	電気自動車等ΖΕVの導入	環境・エネルギ ー施策推進課 経理課	
②公用車のZEV	FCVの活用による普及啓発	環境・エネルギ 一施策推進課	
化	FCVのカーシェアリング	環境・エネルギ 一施策推進課	
	急速充電設備等、ZEVの充電インフラの 導入	環境・エネルギ 一施策推進課	
③ D X の推進	モバイル端末導入、各種手続きのオンライ ン化等によるペーパーレス化の推進	DX 推進担当課	

# 施策VI – 3 職員による環境配慮行動の推進

区役所の取組の担い手である職員の環境意識を高め、脱炭素化に向けた行動を推進していきます。

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
①職員への意識啓 発	環境に関する職員研修の効果的・効率的な 実施	環境・エネルギ ー施策推進課 研修担当課	

取組み	取組みの内容	担当課	CO <sub>2</sub> 削減量
	環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」の取組み推進	環境・エネルギ ー施策推進課 各課	
②職員の行動推進	「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進	環境保全課 清掃・リサイク ル部事業課	
	公共施設における積算電力計(例:スマートメーター)を活用したエネルギーの見える化の推進検討	公共施設マネジ メント課	

# 進捗管理指標

	指標	現状	2030 年度の目標	
区役所全				
区の新り				
(単位)				
公共施設				
L E D		調整中		
街路灯				
公共施設				
電力の導				
公用車(				

# 第5章 計画の推進、進捗管理

## 5-1 計画の推進体制

区民・事業者と区が連携・協働・共創し、地域が一体となって地球温暖化対策を進めるため、 以下の体制により計画を推進します。

### (1) 区民・事業者・区の連携・協働・共創

区民は日常生活における取組みを、事業者は事業活動における取組みを進めます。

区は、区民・事業者の取組みを促進するため、本計画に挙げた区の取組み(施策)を通じて区 民、事業者への情報提供等の支援を進めるとともに、区民・事業者と連携・協働・共創し、政策 提案を受けながら、地域の活性化や地域課題の解決に役立つ環境、社会、経済の統合的な取組み を進めます。また、区内最大級の事業所として区役所による率先行動を実践します。

### (2)環境審議会

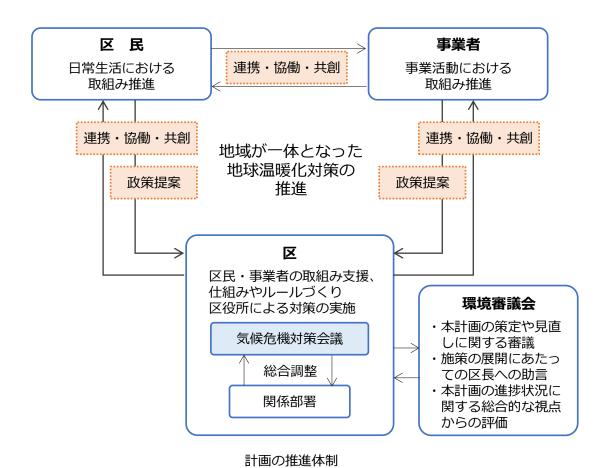
有識者及び区民委員等で構成する環境審議会に、温室効果ガス排出量や取組みの状況を適宜報告し、助言を得ながら取組みを進めます。

#### (3) 庁内の推進体制

本計画に基づく地球温暖化対策を区役所全体で推進していくため、「気候危機対策会議」等において庁内の総合調整を図り、全庁的に対策を進めます。

## (4) 他自治体等との連携

再生可能エネルギーの普及拡大に向けた「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク 会議」の開催、「自然エネルギー(電力)の自治体間連携」等を通じて、自治体間連携の取組み を進めます。



## 5-2 計画の進捗管理

目標の達成に向け、対策の主体である区民、事業者、区がそれぞれ実施状況を適切に把握しながら、計画の立案 (Plan)、取組みの実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) を継続していきます。

本計画全体の目標(総量削減目標、個別削減目標)については、「特別区の温室効果ガス排出量」(オール 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)により、温室効果ガス排出量等の推移を把握し、結果について公表するとともに、気候危機対策会議及び環境審議会に報告します。

### (1)区民・事業者の取組みの進捗管理

本計画の目標達成には、区民・事業者の継続的な取組みが不可欠です。

区民、事業者の取組みについては、区全体の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量のほか、 アンケート調査や省エネポイントアクション等の取組みを通じて区が収集、蓄積したデータ についても、「見える化」を通じて区民、事業者へ還元することで、行動促進につなげていき ます。また、より効果的なデータを収集するための手法(モニタリング等)についても研究を 進めます。

### (2)区の取組み(施策)の進捗管理

区の各取組み(施策)については、施策の実績を適切に把握するために設定した進捗管理指標に基づき、実施状況を点検します。

さらに、点検結果と評価に応じて対策を検討し、取組み内容の継続的な改善を図ります。また、気候危機対策会議及び環境審議会に適宜報告します。